

特定指導法人等専門部会報告書

特定指導法人の今後のあり方に係る検討報告書

(案)

令和4（2022）年12月
栃木県行政改革推進委員会

報告書目次

本文	1	はじめに	3
	2	見直しにあたって	4
		(1) 見直しの視点	
		(2) 見直しの考え方	
	3	見直し対象法人	6
	4	これまでの見直しの取組と評価等	7
	(1) 現行方針における取組の進捗状況について	8	
	(2) 継続検討・判定保留項目について	9	
	(3) 個別法人の評価等について		
5	法人・県双方への改革・改善に向けた提言		
	(1) 運営評価制度（仮称）の導入	25	
	(2) 法人に向けた提言（ガバナンス強化・実効的な見直し）	28	
	(3) 県所管部局に向けた提言(県関与のあり方)	29	
	(4) 県統括部門に向けた提言(法人・所管部局の支援体制の強化)	30	
	(5) その他の留意事項	31	
6	結びに	32	
参考 資料	資料 1	特定指導法人の概要	33
	資料 2	栃木県行政改革推進委員会特定指導法人等専門部会	36
	資料 3	栃木県出資法人指導指針	37
	資料 4	特定指導法人の見直し基本指針（改定）	39

1 はじめに

県出資法人等は、県政運営の一翼を担い、県民福祉の向上等のため、様々な分野で大きな役割を果たしている。

県では、出資法人等の中でも特に県政運営との関係の深い「特定指導法人」について、これまで行政改革推進委員会や議会検討会からの提言を踏まえた基本方針の下、見直しを進め、法人の統廃合など一定の成果を得た一方で、現方針の策定から10年あまりの間、公益法人制度改革や県民ニーズの多様化、デジタル技術の急速な発展など、法人を取り巻く環境は大きく変化したところである。

特定指導法人等専門部会は、このような状況の下各法人が時代の変化に対応しながら、今後ともその役割を最大限発揮し、効率的で質の良いサービスを提供していくことができるよう、改めて各法人のあり方について検討するため、昨年9月、栃木県行政改革推進委員会の下部組織として設置された。

本専門部会では延べ8回にわたる会議を開催し、各法人・県所管部局のヒアリングに対する協力も得ながら、法人の取り組むべき課題や県関与のあり方について検討を行ってきた。

この報告書は、本専門部会の検討結果を取りまとめ、ここに報告・提言を行うものであるが、今後、この提言を踏まえて、法人の自主性・自立性、透明性・効率性の向上、県・法人のパートナーシップの一層の強化が図られ、県施策目標の実現、県民益の増大に寄与することを期待するものである。

令和4（2022）年12月

栃木県行政改革推進委員会 特定指導法人等専門部会
部会長 田部井 信芳

2 見直しにあたって

(1)見直しの視点

人口減少や少子高齢化の進行、自然災害の頻発・激甚化、デジタル技術の急速な進展など、県行政を取り巻く環境は大きな変化の中にあり、こうした社会経済情勢の変化による県民ニーズの多様化への対応が求められていることから、県行政を補完し、公的サービスを提供する担い手として、県の出資法人等の役割はますます重要となっている。

このため、本専門部会では県の出資法人等の中でも特に県との関連が深い特定指導法人について、各法人が今後とも県施策の推進主体のひとつとして、質の高い公的サービスを効率的かつ効果的に提供し続けることにより、県民益の最大化がもたらされるよう、各法人への県関与のあり方等について見直しを行ったところである。

(2)見直しの考え方

専門部会における検討に当たっては、基本的な考え方を以下のとおりとした。

①現行方針の見直し項目に対する取組の評価等

県では、特定指導法人の見直しについて「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」（平成22年12月策定）（以下、「現行方針」という。）に基づく取組を進めてきたところである。今回の見直しにあっては、まず現行方針の取組項目のうち達成困難となっている取組について聞き取り等を行うなど、県・法人の取組状況について検証・評価を行った。併せて、現在各法人を取り巻く課題について把握することとした。

2 見直しにあたって

②市町等多様な主体との連携・協働、デジタル化

本県においては、現在、「とちぎ行革プラン2021〔栃木県行財政改革大綱（第7期）〕」に基づき、行財政改革を推進している。本専門部会においては、同プランの基本理念である「新たな視点や発想による未来志向の行財政改革」の実現に向け、「多様な主体との連携・協働の推進」及び「デジタル技術の活用」について、特に考慮して検討を行った。

③法人自らのガバナンスの強化

これまでの本県の特定指導法人の見直しに対する基本的な姿勢は、統廃合や事業の廃止等も含めた見直し項目の提示など、県が法人の組織・事務事業のあり方に指導していく、他律型の見直し方針であったということができよう。しかし、各法人と県との関係は様々であり、全法人一律に外部から見直しを迫るよりも、法人が自ら抱える課題を分析のうえ、その解決のための目標を設定し、自発的・自律的に取り組んでいくことが、目指すべき県民サービスの着実な向上につながるものと考えらる。

本専門部会においては、このような考え方から、法人が自らのガバナンスを強化し、自律的な改革・改善の取組を実施し、県においてその取組を支援していくような仕組みについて検討したところである。

④組織のあり方

本県においては、これまでも法人運営の健全化・効率化に向けた取組の中で法人数の削減を図ってきた結果、現在の特定指導法人（28法人）の姿になったものである。引き続き、設立目的の効果的推進のために組織体制の整備が必要な場合や、設立目的が達成された場合等においては、統廃合も含めた組織のあり方について検討が必要であることは、本専門部会においても共通認識としてきたところである。

3 見直し対象法人

現行方針への取組状況を検証するため、現在の特定指導法人（28法人）全てを対象とした。

〔特定指導法人一覧〕各法人の概要については、参考資料（資料1）を参照

1 栃木県土地開発公社	8 公益財団法人栃木県国際交流協会	15 株式会社とちぎ産業交流センター	22 株式会社日光自然博物館
2 栃木県道路公社	9 公益財団法人栃木県環境保全公社	16 公益財団法人大谷地域整備公社	23 公益財団法人とちぎ建設技術センター
3 栃木県住宅供給公社	10 社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	17 公益社団法人栃木県観光物産協会	24 公益財団法人栃木県民公園福祉協会
4 公益財団法人栃木県育英会	11 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	18 公益財団法人栃木県農業振興公社	25 公益財団法人栃木県スポーツ協会
5 公益財団法人栃木県消防協会	12 公益財団法人栃木県保健衛生事業団	19 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	26 公益財団法人日光杉並木保護財団
6 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団	13 公益財団法人栃木県臓器移植推進協会	20 公益社団法人栃木県畜産協会	27 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター
7 公益財団法人とちぎ未来づくり財団	14 公益財団法人栃木県産業振興センター	21 公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構	28 一般財団法人栃木県交通安全協会

〔特定指導法人指定の考え方〕「特定指導法人の見直し基本方針（平成20年3月）」において見直し対象とした法人

県政と密接な関係を有する団体であって、次に該当するもの

- ① 栃木県土地開発公社、栃木県道路公社及び栃木県住宅供給公社
- ② 県が資本金・基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資しているものであって、営利を目的とするものを除く。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、知事が指導の対象とする必要があると認めたもの
 - ・ 県が現職職員を1人以上派遣等しているもの
 - ・ 県が総事業費の25%以上かつ1千万円以上の財政支援を行っているもの

今後は、上記指定の考え方に現時点で該当せず、既に概ね自立的な運営を行っている法人（公益財団法人栃木県育英会、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会、公益財団法人栃木県保健衛生事業団、公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構の4法人）を除く法人について、引き続き指導の対象とすることが適当であると考えます。

4 これまでの見直しの取組と評価等

(1) 現行方針における取組の進捗状況について

現行方針においては、各特定指導法人に対し見直し項目（全法人計87項目）が設定されており、全体の進捗状況としては、概ね順調に推移（目的達成：29項目・順調に推移：49項目）しているところである。

〔主な成果〕

○組織の統廃合、組織のあり方

- ・ 特定指導法人数 31法人→28法人（△3法人）

○事業見直し、事務効率化

- ・ 従来道路公社に委託していた業務の民間開放（長大トンネル管理業務）【県】
- ・ 風土記の丘資料館の市町への移管【県】

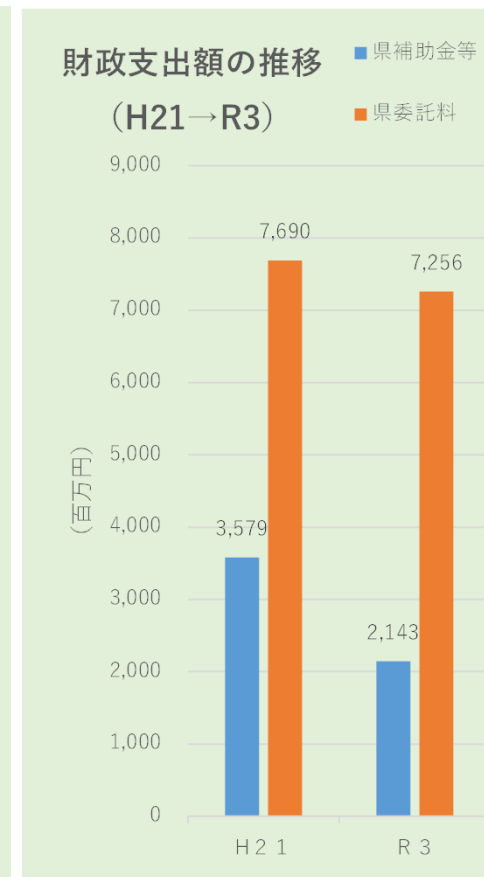
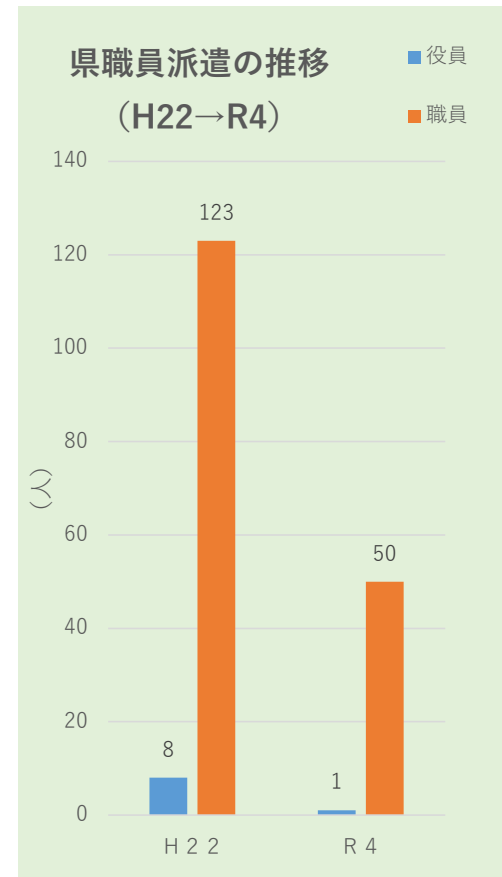
○組織・人員のスリム化

- ・ 3公社の管理部門の統合に伴う、役員・常勤職員数削減【3公社】

○組織の基盤強化

- ・ キャリアパス要件に基づく新たな人事管理制度の構築【(福)とちぎ健康福祉協会】
- ・ 賛助会員数の拡大【(公財)栃木県暴力追放県民センター】
H21：663→R3：758

一方、進捗状況が思わしくないなどとして継続して検討するべきとの評価になっている項目が9つある。



4 これまでの見直しの取組と評価等

(2) 継続検討・判定保留項目について

継続検討とされてきた9項目について、個別法人及び県所管部局にヒアリングを行い、今後の当該項目の取組について改めて検討を行った結果、5項目について引き続き検討を要するものとする。

NO	特定指導法人名	継続検討・判定保留項目	評価	継続検討の必要性
1	公益財団法人栃木県環境保全公社	・馬頭処分場完成後の業務検証、組織のあり方の検討	「エコグリーンとちぎ」稼働後の運営状況を踏まえた検証を行い、公社の存廃も含めて組織のあり方を検討する必要がある。	○
2	公益財団法人栃木県保健衛生事業団	・臓器移植推進協会との統合等の検討	統合候補団体ではあるが、臓器移植推進協会側の課題と整理する。	
3	公益財団法人栃木県臓器移植推進協会	・保健衛生事業団への統合等の検討	協会の脆弱な組織体制を踏まえ、県と法人が協議しながら他団体との統合等による体制整備を早急に進める必要がある。	○
4	公益財団法人栃木県産業振興センター	・とちぎ産業交流センターとの統合	県と法人が協議しながら、スケジュールを明確に定めた検討を行う必要がある。	○
5	株式会社とちぎ産業交流センター	・栃木県産業振興センターとの統合		○
6	公益社団法人栃木県観光物産協会	・とちぎ農産物マーケティング協会との統合	設立目的の相違や販路開拓ルートの特異性等から、統合は困難であることから、見直し方針の変更はやむを得ない。（事業連携で対応）	
7	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	・栃木県観光物産協会との統合		
8	公益財団法人栃木県スポーツ協会	・今市青少年スポーツセンターのあり方検討	とちぎ国体後の利活用について、県と法人が協議しながらあり方に係る検討を行う必要がある。	○
9	一般財団法人栃木県交通安全協会	・自動車教習所業務の見直し（段階的廃止）	一般財団法人への移行等を踏まえ、見直し方針の変更はやむを得ない。	

4 これまでの見直しの取組と評価等

(3)個別法人の評価等について

本専門部会における、各特定指導法人についての現行方針への取組の評価及び今後取り組むべき課題については、以下に掲載するとおりである。

過去の見直し時における提言（H19.11行政改革推進委員会報告書、H21.12県議会提言）、それを受けた現行の見直し方針及びその進捗の状況について整理した上で、部会として把握した今後の各法人の課題及びその対応の方向性を示したものであるが、県関与の深い各法人の直面する課題・対応策については、法人のみで対応を実行することができないものが多数ある。

よって、今回指摘した内容については、県所管部局・法人双方が共通の課題としてとらえ、共に対応を検討すべきものである。

	ページ
栃木県土地開発公社	10
栃木県道路公社	10
栃木県住宅供給公社	11
公益財団法人栃木県育英会	11
公益財団法人栃木県消防協会	12
公益財団法人とちぎ男女共同参画財団	12
公益財団法人とちぎ未来づくり財団	13
公益財団法人栃木県国際交流協会	14
公益財団法人栃木県環境保全公社	14
社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	15
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	15
公益財団法人栃木県保健衛生事業団	16
公益財団法人栃木県臓器移植推進協会	16
公益財団法人栃木県産業振興センター	17
株式会社とちぎ産業交流センター	17
公益財団法人大谷地域整備公社	18
公益社団法人栃木県観光物産協会	18
公益財団法人栃木県農業振興公社	19
一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	19
公益社団法人栃木県畜産協会	20
公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構	20
株式会社日光自然博物館	21
公益財団法人とちぎ建設技術センター	22
公益財団法人栃木県民公園福祉協会	22
公益財団法人栃木県スポーツ協会	23
公益財団法人日光杉並木保護財団	23
公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	24
一般財団法人栃木県交通安全協会	24

No1	栃木県土地開発公社	所管課	総合政策部 地域振興課
委員会報告書	【実施主体の一元化】 ○ 県には、産業用地の開発、整備実施主体として、当公社のほか、企業局（用地造成事業部門）があるが、効率的な組織体制の構築、ノウハウの蓄積・継承の観点から、実施主体を一元化すること。	議会提言	【統合】栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社、企業局 ○ 今日における土地開発公社の存立の意義（従来通りの事業規模の確保や事業の性質）を問い直す必要がある。 ○ 業務量の減少に伴う組織、人員のスリム化を具体的に進める。 ○ 産業団地造成については、機能を企業局に統合する。 ○ 用地の先行取得、土地の斡旋、調査等の機能は維持する。（法人格は残す。） ○ 管理業務を、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社と統合する。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目的に作業を進める。【地方3公社管理業務の統合】 2 産業団地造成機能の統合については、今後の産業政策のあり方、公営企業のあり方、県財政とも関連することから、関係部局との調整を図り、新規産業団地案件の進捗等を考慮したうえで、県としての方向を決定する。【産業団地造成機能の一元化】 3 土地開発公社の組織、人員のスリム化については、地方3公社管理業務の統合調整や、県における今後の用地事務のあり方との整合を図り、業務量に見合った体制とする。【組織、人員のスリム化】		
(H22.12)			
進捗	1 ○ 3公社（栃木県土地開発公社、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社）の管理業務を統合し、「栃木県地域づくり機構」とした。 2 ○ スピード感をもって産業団地整備に対応するため、平成27年に県として現状においては一元化はしないという方向性を決定した。 3 ○ 3公社の常勤職員の数削減した（H23：42名→R4：30名）。		
見直し方針に関する取組結果の検証	▶平成24年度に地方3公社の管理業務が統合されたが、統合から10年が経過したことを踏まえ、統合の成果等について検証を行う必要がある。 ▶県が掲げた県内における産業団地整備目標達成に向け、県との適切な役割分担のもと、事業主体の一翼として土地造成事業に着実に取り組む必要がある。	法人のその他の課題に関する意見	▶公社がこれまで培ってきた用地取得や団地造成のノウハウについて、確実に継承していく必要がある。

No2	栃木県道路公社	所管課	県土整備部 交通政策課
委員会報告書	【新規道路整備の中止等】 ○ 新たな有料道路の整備は、現時点において実施又は計画中のものを除き行わないこと。 ○ 現在管理している有料道路の料金徴収期限の到来を見据え、計画的に組織体制を縮小すること。 ○ 借入金の縮減に向けて、一層の経営努力を行うこと。	議会提言	【統合】栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社 ○ 長期債務の縮減に努めるとともに、財源確保策を講じる等、経営体質の改善を図る。 ○ 料金徴収と管理コストとの比較検討等、管理費用の圧縮に向けた具体的な対応策を講じる必要がある。 ○ 駐車場管理及び受託業務の指定管理者制度の導入や一般競争による民間開放を進める。 ○ 県の見直し基本方針において、新規事業は実施しない方針のため、道路建設を除く他の機能は維持する。（法人格は残す。） ○ 管理業務を、栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社と統合する。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 長期債務の縮減及び経営体質の改善等については、平成18年10月に策定した「栃木県道路公社健全経営のための行動計画」（平成19年度～平成23年度）に基づき、積極的なPR活動や地域と一体となった道路情報の提供等による有料道路の更なる利用促進を図ると共に、長期債務の縮減や公社専任職員の退職不補充等によるコスト削減等に努める。【長期債務縮減、経営体質改善】 2 受託業務等の民間開放については、一般競争による民間開放等の調整を図り、プロパー職員の退職に併せて段階的に実施する。【受託業務等の民間開放】 3 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目的に作業を進める。【地方3公社管理業務の統合】		
(H22.12)			
進捗	1 ○ 県派遣職員(H23：3名→H31～：2名)及びプロパー職員（H23：12名→R4：7名）の削減を行った。 2 ○ 県から公社へ委託していた長大トンネルの管理業務のうち、4トンネルを民間開放した。 3 ○ 3公社(栃木県土地開発公社、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社)の管理業務を統合し、「栃木県地域づくり機構」とした。		
見直し方針に関する取組結果の検証	▶平成24年度に地方3公社の管理業務が統合されたが、統合から10年が経過したことを踏まえ、統合の成果等について検証を行う必要がある。 ▶増高する修繕・更新費用に関しては、国における有料道路の料金徴収期間延長の議論を注視しながら、県と法人が協議の上、更なる財源確保策を検討する必要がある。	法人のその他の課題に関する意見	▶道路管理業務へのデジタル化技術の積極的な導入を検討する必要がある。

No3	栃木県住宅供給公社	所管課	県土整備部 住宅課
委員会報告書	<p>【新規分譲の中止等】</p> <p>○ 新たな分譲は、現時点において実施又は計画中的ものを除き行わないこと。</p> <p>○ 県営住宅の管理については、管理代行制度と指定管理者制度を比較精査した上で、特に問題がなければ、指定管理者制度の導入による民間開放を拡大すること。</p> <p>○ 当社の果たすべき役割の変化を踏まえ、高齢者向け住宅事業など取り組むべき事業を限定し、計画的に組織体制を縮小すること。</p>	議会提言	<p>【統合】 栃木県土地開発公社、栃木県道路公社</p> <p>○ 新規分譲を実施しないことから、実質的な廃止とし、管理業務については、栃木県土地開発公社・栃木県道路公社と統合する。</p>
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	<p>1 分譲事業については、既に新規分譲を行わないこととしており、着手済みの団地の早期販売等に努め、段階的に縮小する。【分譲事業の縮小】</p> <p>2 公社については、県営住宅等管理のセーフティネット機能の確保に配慮した上で、民間開放を順次拡大すること等により、計画的に組織を縮小する。【公社組織の縮小】</p> <p>3 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目的に作業を進める。【地方3公社管理業務の統合】</p>		
(H22.12)			
進捗	<p>1 ○ 分譲中の造成済み団地はつつじヶ丘ニュータウンのみであり、引き続き早期完売に努めている。</p> <p>2 ○ 県営住宅への指定管理制度導入を順次実施した。常勤職員の数削減した（H23：17名→R4：9名）。</p> <p>3 ◎ 3公社（栃木県土地開発公社、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社）の管理業務を統合し、「栃木県地域づくり機構」とした。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶平成24年度に地方3公社の管理業務が統合されたが、統合から10年が経過したことを踏まえ、統合の成果等について検証を行う必要がある。</p> <p>▶県営住宅管理業務のあるべき姿について、県と法人で協議し、速やかに検討を行う必要がある。</p>		<p>▶法人のその他の課題に関する意見</p>

No4	(公財) 栃木県育英会	所管課	経営管理部 文書学事課
委員会報告書	<p>【組織体制の充実等】</p> <p>○ 今後の奨学金事業の拡大に伴う組織体制の充実を図ること。その際、人件費等の新たな財政負担を伴わない方策を講ずること。</p> <p>○ 老朽化した東京学生寮については、早期に今後の対応方針を決定すること。その際、民間資金の導入等も含め、幅広い検討を行うこととし、法人自らによる対応が困難な場合は廃止すること。</p>	議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 少子化の進行や今後の経済の見通しからして存在意義は大きく、事業を継続発展させて人材の育成に寄与するべきである。</p> <p>○ 東京学生寮は、老朽化した建物では堅固で使用可能な状態にあり、計画的な修繕等の対応策を早期に検討する必要がある。建て替えにあたっては長期計画を立て、民活や寄付金の増加のための条件整備などを進める。</p>
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	<p>1 事業の継続発展のため、返還金徴収や寄付金の募集の強化を進め、貸付原資を確保する。そのために、寄付金控除や受取利子の非課税等税制上の優遇措置を引き続き受けられるよう、公益認定に向け早急に対応する。また、平成17年に旧日本育英会から移管された高校奨学金事業に係る事務が今後ピークを迎えることから、事務の合理化に努め事務量の圧縮を図る。【事業の継続発展】</p> <p>2 東京学生寮の建て替えの可能性について検討を行い方針を決定する。建て替えを実施する場合には、長期的な計画を策定するとともに応急的な修繕により対応することとし、建て替えを行わない場合については、現学生寮の継続利用を前提とした修繕計画を策定する。【東京学生寮の修繕等】</p>		
(H22.12)			
進捗	<p>1 ○ 平成24年4月に公益法人に移行した。システム改修等により、事務の合理化を図っている。</p> <p>2 ◎ 検討の結果、建替を決定し、公募型プロポーザルにより事業者を決定した。令和4年3月に開寮。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、今後とも望ましい奨学金事業等のあり方について検討していく必要がある。</p>		<p>▶法人のその他の課題に関する意見</p>

No5	(公財) 栃木県消防協会	所管課	県民生活部 消防防災課
委員会報告書 (H19.11)	<p>【経営の効率化等】</p> <p>○ 自主財源の確保、コスト削減などにより一層の経営効率化を図ること。なお、消防団が地域コミュニティに果たしている役割に鑑み、新規団員獲得に向けて一層努力すること。</p>	議会提言 (H21.12)	<p>【存続】</p> <p>○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。</p> <p>○ 民間で管理可能な防災館の指定管理者については、この業務からの撤退を検討するとともに、会費制の導入等により、将来的には自立した運営を目指すべきである。</p>
見直し方針 (H22.12)	<p>1 消防協会で行う事業は収益性のあるものではないため、県、市町村等の補助金や負担金に大きく依存している状況ではあるが、(財)日本消防協会の補助事業の活用を図るなど、財源の確保に努力していくとともに、事業の見直しを推進し、コストの削減に努め、経営の効率化を図っていく。更に、広く賛助会員としての会費制の導入や寄附を積極的に働きかける等、財源の確保について随時検討を進め、可能なものから実施していく。【経営の効率化、財源確保】</p> <p>2 消防団員確保の方策としては、団員募集の広報の時期、方法等について工夫していく他、確保策の情報共有化を図るため、団員等による意見交換を行っていく。また、消防大会において実施している団員確保に関するアンケート結果を市町にフィードバックし、市町における活動を支援するとともに、女性消防団員のいない市町に対して、女性消防団員の採用を働きかけていく。【新規団員獲得】</p> <p>3 防災館の指定管理業務については、次期指定期間（H24～）の公募時までには検討を行う。【指定管理業務の検討】</p>		
進捗	<p>1 ○ 事務経費の縮減に努めたほか、冊子への企業広告掲載により収入を得ている。</p> <p>2 ○ 県事業と連携して消防団員確保に努めている。女性団員のアンケート結果の周知により幹部職員の見直しを促している。</p> <p>3 ◎ 平成23年度をもって指定管理業務から撤退した。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>➤見直し方針に順調に対応してきたが、引き続き経営の効率化に取り組むとともに、自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>➤消防団への理解促進・新規団員獲得に向けて、自治会単位の自主防災組織と連携した取組を行う必要がある。また、今後消防団活動における女性の活躍が一層期待されることから、新規女性団員を増やす取組を強化していく必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>➤既存の広報媒体に加え、SNS等も活用しながら、より広い世代に地域防災の重要性を訴えていく必要がある。</p>

No6	(公財)とちぎ男女共同参画財団	所管課	県民生活部 人権・青少年男女参画課
委員会報告書 (H19.11)	<p>【組織体制の見直し等】</p> <p>○ 県派遣職員中心の法人運営の解消に向けて、隣接地に移転整備が検討されている女性自立支援センター（仮称）との役割を整理し、委託事業の県直営化も含め組織体制を見直すこと。</p> <p>○ パルティの館管理について、女性自立支援センター（仮称）との一体的管理を検討すること。</p>	議会提言 (H21.12)	<p>【存続】</p> <p>○ 財団は男女共同参画の主体的な支援として各種事業を行っており、男女共同参画にかかる支援や女性の社会参加支援に県の果たすべき役割も大きいと認識する。</p> <p>○ 県職員依存の人的体制による運営については課題である。</p> <p>○ 事業展開は自主事業や受益者負担による財源確保を図るべきである。</p> <p>○ 男女共同参画センターの業務は、新たに設置される女性自立支援センター（県直営の方針）と併せて、DV支援の機能の整理を含めて検討する。</p> <p>○ 男女共同参画センターの施設管理は、指定管理者・県直営を含め、効率的な方法で行う。</p>
見直し方針 (H22.12)	<p>1 県職員依存の運営については、平成23年度にオープンする女性自立支援センター（仮称）との機能整理（DV支援機能の一元化を含む。）に併せ、県職員派遣の計画的な削減や委託事業の県直営化を含めた組織体制の見直しを行う。【県職員依存の組織体制見直し、機能整理】</p> <p>2 上記1とともに、財団によるパルティの施設管理業務は、新たに設置される女性自立支援センター（仮称）の施設管理業務との機能整理を含め、効率的な管理方法を検討する。【施設管理方法検討】</p> <p>3 自主事業や受益者負担による財源確保については、財団事業の趣旨に配慮しながら、引き続き努力していく。【財源確保】</p>		
進捗	<p>1 ◎ DV対策支援機能の一元化や委託事業の県直営化により県派遣職員を削減した。（H22：6名→H25～：1名）</p> <p>2 ◎ とちぎ男女共同参画センター南館には指定管理者制度を導入し、新たに設置された同センター北館は県直営で管理することとした。</p> <p>3 ○ 県民ニーズの高い講座の実施や施設のPRによる利用促進を図っている。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>➤見直し方針に順調に対応してきたが、引き続き県の優先機関である「とちぎ男女共同参画センター」との適切な役割分担について検討するとともに、自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>➤デジタル化の進展を踏まえ、オンライン講座などの積極活用等による事業の充実に努める必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>➤SDGsの目標である「ジェンダー平等」の達成に向け、性別問わず参加可能な講座や男性を対象とした事業の充実に努めるほか、青少年育成・生涯学習等、他団体（県域・各市町・NPO等民間団体）の行う研修やイベント等との事業連携や、性的マイノリティに関する理解促進の取組も検討していく必要がある。</p>

No7	(公財)とちぎ未来づくり財団	所管課	県民生活部 県民文化課
(H19.11)	<p>旧 生涯学習文化財団分</p> <p>【組織体制及び事業の見直し】</p> <p>○埋蔵文化財センターについて、将来的な業務量の減少を踏まえ、計画的に組織体制を縮小すること。</p> <p>○生涯学習事業については、県、市町との役割分担を明らかにすること。</p> <p>○県の文化振興施策における、当法人の位置づけ、県との役割分担を明らかにすること。</p> <p>○県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。</p> <p>旧 とちぎ青少年こども財団分</p> <p>【青少年関連事業の充実・強化等】</p> <p>○青少年健全育成事業の充実・強化に努めること。また、青少年関連施策を推進するに当たっては、関係する育成団体や法人等との連携のもと、コーディネート機能を強化し、リーダーシップの発揮に努めること。</p> <p>○今後の公益法人認定の動向も見据え、現在行っている事業の見直しを実施すること。</p> <p>特に指定管理者業務については、撤退も視野に入れ見直しを進めること。</p> <p>○県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。</p>	<p>旧 生涯学習文化財団分</p> <p>【統合】(財)とちぎ青少年こども財団とともに再編</p> <p>○生涯学習振興事業(県民カレッジ)は事業を縮小しても中止することなく実施していく必要がある。</p> <p>○埋蔵文化財センターの業務量(開発に伴う発掘等)の減少などを踏まえて、県立博物館の運営も視野に管理運営方針を見直す。</p> <p>○しもつけ風土記の丘資料館については、なす風土記の丘資料館の管理方法も踏まえて検討する。</p> <p>○財団は廃止し、生涯学習、文化振興事業と総合文化センターの管理機能にして、その上で、(財)とちぎ青少年こども財団と再編する。</p> <p>旧 とちぎ青少年こども財団分</p> <p>【統合】(財)とちぎ生涯学習文化財団とともに再編</p> <p>○県関係職員(OBや派遣)への依存度が高い状態にあり、指定管理者の受託(とちぎ青少年センター、わくわくグランディ科学ランド、なす高原自然の家、とちぎ海浜自然の家)については、管理運営について各々個別化を図る方向で見直す。</p> <p>○財団は廃止し、財団が行う事業については、(財)とちぎ生涯学習文化財団と再編して対応する。</p>	
			<p>委員会報告書</p> <p>議会提言</p>

(H22.12)	<p>見直し方針</p> <p>旧 生涯学習文化財団分</p> <p>1-1 生涯学習振興事業(県民カレッジ)については、財団や市町村等による自主講座の連携を図り、学習機会の提供と学んだ成果を地域社会で生かすことができるよう努める。【とちぎ県民カレッジ事業】</p> <p>1-2 埋蔵文化財センタープロパー職員の処遇等の課題を踏まえ、県立博物館の一部機能と県埋蔵文化財センター機能の統合及び指定管理者制度の導入について、必要性、費用対効果等を検討する。【埋蔵文化財センターの管理運営方針の見直し】</p> <p>1-3 風土記の丘資料館については、県埋蔵文化財センターの管理運営方針の見直しにあわせてあり方を検討する。【風土記の丘資料館の管理検討】</p> <p>1-4 (財)とちぎ青少年こども財団との再編については、平成23年度の統合を目指し、財団統合後も引き続き、公益法人認定等の課題に関する検討を行う。</p> <p>また、統合の検討と併せ、県派遣職員の縮減を検討する。【とちぎ青少年こども財団との再編、県派遣職員縮減】</p> <p>旧 とちぎ青少年こども財団分</p> <p>2-1 (財)とちぎ生涯学習文化財団との再編については、平成23年度の統合を目指し、財団統合後も引き続き、公益法人認定等の課題に関する検討を行う。【とちぎ生涯学習文化財団との再編】</p> <p>2-2 各青少年育成市町村民会議等の関係団体との連携強化を図り、積極的に青少年健全育成事業を実施するとともに、事業の充実・強化に努める。【青少年健全育成事業の充実・強化等】</p> <p>2-3 指定管理施設の管理運営については、職員派遣を前提とした施設管理のあり方を見直し等について検討する。【指定管理業務の見直し】</p>	<p>進捗</p> <p>1-1 ○ 県民の学習ニーズを踏まえ講座を開催している。</p> <p>1-2 ○ 風土記の丘資料館の移管・あり方検討に併せて検討、単独の教育施設として存続する方針を決定した。</p> <p>1-3 ◎ しもつけ風土記の丘資料館及びなす風土記の丘資料館について、下野市・那珂川町へ移管した。</p> <p>1-4 ◎ 平成23年に(財)とちぎ未来づくり財団として再編した。県派遣職員数の縮減を行った。(H22:35名→R4:21名)</p> <p>2-1 ◎ 平成23年に(財)とちぎ未来づくり財団として再編した。平成25年に公益財団法人に移行した。</p> <p>2-2 ○ 栃木県青少年育成県民会議事業として、関係団体と連携して各種事業を展開している。</p> <p>2-3 ○ 青少年教育施設の役割及び機能を踏まえ検討し、順次派遣職員数の見直しを行っている。</p>

No8	(公財) 栃木県国際交流協会	所管課	産業労働観光部 国際課
委員会報告書	【定住外国人対策の充実等】 ○ 今後ますます需要が増える予想される定住外国人向けの相談事業等を充実すること。 また、上記事業検討にあたっては、自主財源の確保や現在行っている事業のスクラップなど、新たな財政負担を増やさない方を構ずること。	議会提言	【存続】 ○ 協会と県国際課との業務上の機能分担を明確にして、県の直轄業務を再構成するべきである。 ○ 協会の機能として外国人の生活支援や就職支援などを強化し、自主財源として、会員からの会費徴収や有料講座の開催に努め、今後さらに効率的運営を図る。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 県業務との機能分担の明確化については、平成22年度に、協会及び県国際課のあり方を整理し、業務の再編成を行う。 また、協会に求められる機能が、設立当初の海外移住者援護や国際交流促進から、在県外国人支援や多文化共生推進へシフトしてきていることから、平成22年度に、新公益法人の定款を作成する中で現状にあったものとする。【県業務との機能分担の明確化】 2 協会は、在県外国人に最も身近な存在である市町国際交流協会との連携を深め、民間交流団体・ボランティアとの協働など幅広い方法により、外国人支援体制の強化を図る。【外国人支援体制の強化】 3 また、協会プロパー職員の個々の能力や専門性を活かした自主事業を展開し、賛助会員の加入促進や県以外の団体等の補助事業の活用等により財源確保に努め、効率的な運営を図っていく。【自主財源の確保等】		
(H22.12)			
進捗	1 ◎ 県は「国際化に関する施策事業の企画立案、体制整備」、協会は「国際化に関する各種事業の展開」と整理した。 2 ◎ 一元的な相談窓口として「とちぎ外国人相談サポートセンター」を開設するなど、外国人住民の支援を強化している。 3 ○ 経営計画による効率的な経営を実施するとともに、事業受託による外部資金の導入など自主財源の確保に努めている。		
見直し方針に関する取組結果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ▶見直し方針に順調に対応してきたが、自主財源の確保に努める必要がある。 ▶外国人住民が増加している現状を踏まえ、支援体制の強化・充実に取り組む必要がある。 ▶組織体制の脆弱化が見受けられることから、プロパー職員の計画的な採用・育成に取り組む必要がある。 	法人のその他の課題に関する意見	

No9	(公財) 栃木県環境保全公社	所管課	環境森林部 資源循環推進課
委員会報告書	【設立目的の達成等】 ○ 当社は、産業廃棄物処理の推進等を目的に設立されたが、未だ処理施設の整備に至っていない。同施設の整備は、本県にとって喫緊の課題であるので、引き続き設立目的の達成に向けて取り組むこと。 ○ 廃棄物処理の推進に向けて、普及啓発や調査研究にも一層取り組むこと。	議会提言	【廃止】 ○ 啓発や情報提供事業だけなら存在意義は疑問で、馬頭処分場の完成をまって、県全体の廃棄物処分場の必要性を精査したうえで業務を検証し、必要がなければ廃止する。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 公社の存廃については、馬頭最終処分場の完成をまって次の事項等につき検証し、存廃を含めた組織のあり方を検討する。 (検証事項) ・新たな公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の必要性・民間事業者による管理型産業廃棄物最終処分場の設置動向など 【馬頭処分場完成後の業務検証、組織のあり方検討】 2 公社の事業については、引き続き廃棄物処理に関する普及啓発や調査研究、廃棄物処理施設等周辺整備事業など公共性のある事業を実施するとともに、馬頭最終処分場整備に対しては、蓄積したノウハウ等を提供するなど、専門機関として支援していく。【公社事業の実施】		
(H22.12)			
進捗	1 ー ・馬頭処分場の完成をまって検証・検討 2 ○ ・廃棄物処理に関する普及啓発や調査研究等に取り組んだ		
見直し方針に関する取組結果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ▶SDGsの機運の高まりも踏まえ、当分の間、引き続き県と連携しながら、廃棄物の適正処理及び排出抑制のための普及啓発に取り組む必要がある。 ▶令和5(2023)年に稼働する「エコグリーンとちぎ」の運営状況を踏まえ、更なる産業廃棄物処理施設の設置及び公社関与の必要性について早期に検証を行い、公社の存廃も含めて組織のあり方を検討する必要がある。 	法人のその他の課題に関する意見	

No10	(福)とちぎ健康福祉協会	所管課	保健福祉部 保健福祉課
委員会報告書	【県関与の縮小等】 ○主たる業務である社会福祉施設の管理運営については、県関与を縮小し、法人の自主的自立的な運営とすること。 ○高齢者関連事業の内、市町事業と競合する事業については廃止すること。また、当該事業については、効率性の観点から、社会福祉協議会において実施している類似事業との事業統合を目指すこと。 ○県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。	議会提言	【自立】 ○県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○わかくさ(母子生活支援施設)と新たに設置される女性自立支援センターは、各々の役割と意義を明確にして、運営にあたるべきである。 ○基本計画を立て人員削減、給与水準の適正化に取り組んでいるところであり、引き続き、自立運営に向けた対応が必要である。 ○自立の方針で対応する。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 協会の自立運営については、協会自ら「とちぎ健康福祉協会基本計画」を平成20年3月に定め、民間社会福祉法人として自立経営の確立に向けた効果的・効率的な組織運営に努めているところであり、引き続きその取組を促進していく。なお、主たる業務である社会福祉施設の管理運営については、設立の経緯や果たすべき役割等を念頭に置きながら助言や指導など必要な支援を図る。【自立運営、県関与縮小】 2 県の委託事業として実施している「高齢者相談センター」業務は、平成23年度末に廃止する。【高齢者相談事業の見直し】 3 母子生活支援施設「わかくさ」と「女性自立支援センター(仮称)」は役割分担を明確化の上、連携を図っていく。【「わかくさ」の役割の明確化等】 4 県職員の派遣については、計画的に縮減していく。【県派遣職員縮減】		
(H22.12)			
進捗	1 ○ 経営計画に基づき、効果的・効率的な組織運営に努めている。キャリアパス要件に基づく新たな人事管理制度の運用を開始した。 2 ◎ 市町社会福祉協議会や法テラス等の相談事業の充実により、高齢者総合相談センター業務を廃止した。 3 ◎ とちぎ男女共同参画センターの相談・支援部門との連携のため、隣接地に「わかくさ」を移転整備した。(H24年4月から稼動) 4 ◎ 県派遣職員を削減した。(H22:6名→H27~:0名)		
見直し方針に関する取組結果の検証	▶見直し方針に順調に対応してきたが、今後とも質の高いサービスの提供と効率的な経営に努める必要がある。	法人のその他の課題に関する意見	▶福祉職員の定着が全国的な課題であることから、令和3年度から新たに運用を開始した人事管理制度を有効に活用し、人材育成ややりがいのある職場づくりに取り組む必要がある。

No11	(福)栃木県社会福祉協議会	所管課	保健福祉部 保健福祉課
委員会報告書	【事業の見直し】 ○高齢者関連事業については、事業効果、事業の効率執行の観点から、とちぎ健康福祉協会において実施している類似事業との事業統合を目指すこと。	議会提言	【存続】 ○福祉関連業務での事業展開は過大傾向にある。福祉のすきまは埋まりつつあり、福祉全体を丸抱えする観点を変え、業務や機能の具体的な精選化を進める必要がある。 例：各種研修からの撤退または受益者負担の導入(ボランティア支援や民生委員関連、人材育成も同様)、市町への事業移譲など ○貸付事業に評価制度の導入を図る。 ○他法人との統合は困難と理解する。存続を前提に基本方針に沿った対応を具体的に進める。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 福祉関係業務については、県社協と関係機関との間で十分に協議・調整を行い、業務の精選化に努める。【業務や機能の精選化】 2 現行の生活福祉資金貸付制度において、貸付申請時に民生委員による調査や自立支援計画を作成する等償還見込みについて審査を実施しているところであるが、低所得階層の防貧と自立更生の促進という制度の趣旨に沿って適切に運用されるよう評価、検証を実施していく。【貸付事業への評価制度導入】		
(H22.12)			
進捗	1 ◎ 県内のNPO法人等の参入が進んだ福祉サービス第三者評価機関業務を廃止するなど、業務の精選化に努めた。 2 ◎ 自立促進という貸付制度の趣旨に沿った適切な運用を実施してきた。		
見直し方針に関する取組結果の検証	▶地域福祉の推進のみならず、令和元年度東日本台風での災害ボランティア活動支援や新型コロナ禍における特例貸付の実施など、その幅広く機動的な活動は県政の大きな一翼を担っているが、増大かつ多様化した業務の効率的運営に努める必要がある。 ▶貸付事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付に係る債権管理業務が件数・金額ともに膨大となることから、民間委託や金融機関等の専門的機関の知見も活用するなど計画的・適切に対応する必要がある。	法人のその他の課題に関する意見	▶新たな自主財源の確保策として、広く県民や企業等から資金を調達する手法について検討する必要がある。 ▶被災者支援の質の向上を図るため、災害支援物資の備蓄管理等にデジタル技術を活用するなど、市町社協と連携して被災者支援をより迅速かつ効率的に行うための仕組みを検討する必要がある。

No12	(公財) 栃木県保健衛生事業団	所管課	保健福祉部 健康増進課
委員会報告書	【県関与の縮小等】 ○ 公益活動等について一層の充実を図りつつ、公益法人として自立的運営を進め、県の関与を縮小すること。	議会提言	【自立】(財)栃木県臓器移植推進協会を統合 ○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○ 民間や他法人の参入も見られる業務が増大する傾向にあるため、競争性を高めた上で、体質強化を図りながら自立運営する。 ○ 栃木県臓器移植推進協会を統合し、その機能を存続する。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 引き続き県関与の縮小を進め、自立運営を目指すとともに、公益活動についても、公益財団法人日本対がん協会や公益財団法人結核予防会等と連携して、予防思想の普及活動や募金活動など、その一層の充実を図る。【県関与の縮小、自立運営】 2 臓器移植推進協会との統合については、課題を整理しながら検討を進める。【臓器移植推進協会との統合等の検討】		
進捗	1 ○ 2 △	平成24年公益財団法人へ移行し、現在では県の関与はほぼなく自立運営されている。公益活動についても、医師会等と連携してがん予防活動等を実施するなど、一層の充実が図られている。 統合候補団体のひとつであるが、臓器移植推進協会側の課題の整理を行っていく。	
見直し方針に関する取組結果の検証	▶見直し方針に順調に対応しており、引き続き質の高いサービスの提供と効率的な経営に努める必要がある。 ▶臓器移植推進協会との統合方針については、事業団は受け手候補の一つであるが、協会が所管課とともに今後の組織のあり方を早急に検討すべき課題である。	法人のその他の課題に関する意見	

No13	(公財) 栃木県臓器移植推進協会	所管課	保健福祉部 健康増進課
委員会報告書	【統合】 ○ 臓器移植の推進についての効果的な啓発及び組織体制の強化の観点から、相乗効果が期待できる、他法人で行われている業務との連携を強化し、統合に向けて努力すること。	議会提言	【統合】(財)栃木県保健衛生事業団 ○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○ 臓器移植関連事業の意義は大きく、一層の取組が必要と理解するが、零細・単独での事業展開よりも、他組織との統合による新展開での事業効果に期待する。 ○ 栃木県保健衛生事業団に統合する。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 臓器移植を推進するためには、県民の理解を深めることはもとより、医師の理解、協力の下、医療機関における臓器移植医療の体制を構築することが重要である。特に、平成22年7月に改正臓器移植法が全面施行され、15歳未満の者の脳死後の臓器提供が可能になるなど、ますます臓器移植医療の体制整備が重要課題となってきている。 このため、上記課題の解決に向けて、(財)栃木県保健衛生事業団との統合を含め、相乗効果が期待できる運営形態の検討と関連団体の理解に向けた協議を進める。【保健衛生事業団への統合等の検討】		
進捗	1 △	方針策定当時は関係団体の理解が得られず、統合が実現できなかった。以後、具体的な統合検討は行われていない。	
見直し方針に関する取組結果の検証	▶方針では保健福祉事業団との統合を掲げたものの、法人相互の事業目的の違い、協会関係団体の反対等から統合交渉が進んでいない現状にあるが、協会の組織や財政基盤の脆弱性を踏まえれば、協会は県と協議しながら、事業団を含む他団体との統合等による体制整備の検討を早急に進める必要がある。	法人のその他の課題に関する意見	▶院内コーディネーターへの研修事業、臓器移植に関する普及啓発事業の効果向上のため、デジタル技術の積極的活用等について検討する必要がある。

No14	(公財) 栃木県産業振興センター	所管課	産業労働観光部 産業政策課
委員会報告書	【中長期的な統合】 ○ 保有する基金の適切な運用をはじめ、企業ニーズを踏まえた事業展開を進め、自主財源の確保に努めること。 ○ 中長期的に(株)とちぎ産業交流センターの業務を引き継ぎ、特に起業支援業務については計画的な一元化を図ること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。	議会提言	【存続】(株)栃木県産業交流センターを取り込む ○ センター利用者側の意見や要望が、業務や事業計画により反映しやすいシステムを構築する必要がある。 ○ 機能の拡大・細分化が進み、他法人との間に重複も懸念される。(人材育成・交流促進と研究開発・起業家支援の機能でとちぎ産業交流センターとは近似の関係にある。) ○ 新産業創出・人材育成の観点で、とちぎ産業交流センターの機能を取り込み、経営体質の強化を図る必要がある。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 基金の運用については、順次定期性預金から国債等の債権にシフトしてきており、引き続き安全確実に効率的な方法で運用していく。また、魅力ある事業の提供や会員へのサービスの充実により会員数の拡大を図るとともに、研修などの自主事業の実施により自主財源の確保に努める。【自主財源の確保】 2 県職員の派遣については、プロパー職員の育成を図りながら見直しを図るとともに、公益法人認定に向けた事業見直しの中で、適切な人員計画等について検討する。【県職員派遣の縮減】 3 利用者の意見等が反映しやすいシステムの構築については、利用者からの相談内容や研修時のアンケート等から利用者の要望等を的確に把握し、利用者のニーズを踏まえた事業が適切に提供できるよう取り組んでいく。【利用者意見の反映】 4 とちぎ産業交流センターの機能の取り込みについては、とちぎ産業交流センターの各出資者の理解を得ることが必要であること、また、栃木県産業振興センターによる施設の取得や同事業の継続には新たな財源の確保が必要であることから、これらの課題の検討及び関係者との調整を進め、実現を図る。【とちぎ産業交流センターの統合】		
進捗	1 ○ 基金の有価証券(国債等)による運用を実施した。研修などの自主事業を実施し、自主財源の確保に努めた。 2 ○ 計画的に県派遣職員を削減している。(H22:13名→R4:3名) 3 ○ 企業ニーズを反映した事業の実施に努めている。 4 △ 交流センターの取締役会・株主総会時の情報提供、中小企業基盤整備機構等との意見交換を実施してきたが、統合の実現には至っていない。		
見直し方針に関する取組結果の検証	▶見直し方針に順調に対応してきたが、引き続き会員サービスの拡充を図り、会員数の確保に向けた取組を進めるとともに、自主財源の確保に向けた取組を進める必要がある。 ▶栃木県産業交流センターとの統合については、同センターが区分所有する建物(R2末時価:3億1,600万円)の取得費用及び建物を購入した場合に今後必要となる大規模修繕に要する費用の確保策等の課題について、所管課と協議しながら改めて整理の上、スケジュールを明確に定めた検討を行う必要がある。		
	法人のその他の課題に関する意見		

No15	(株)とちぎ産業交流センター	所管課	産業労働観光部 産業政策課
委員会報告書	【中長期的な統合】 ○ 当面、効率的な経営を行い単年度黒字化を目指し、累積債務の縮減に努めること。 ○ 中長期的には、展開している業務の全てを産業振興センターに移管することが望ましいため、最も効果的な解散時期について、検討すること。	議会提言	【廃止】機能・資産を(財)栃木県産業振興センターへ ○ 産学官交流事業の一層の展開を図る必要がある。 ○ 貸事務室の利用促進による研究支援・創業支援を拡充する必要がある。 ○ 栃木県産業振興センターとの間には、事業展開で重複がみられ、研究起業家支援、産学官交流促進などに対応する観点で整理する必要がある。(職員が兼務しており、場所も隣接・事務室貸借関係) ○ (株)とちぎ産業交流センターは廃止し、機能・資産については(財)栃木県産業振興センターに引き継ぐ。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 産学官交流事業の展開については、栃木県産業振興センター事業へ統合・整理し、事業内容の充実を図っていく。【産学官交流事業の展開】 2 貸事務室の利用促進については、一層のPRに努めるとともに、利用可能期間・料金等について検討を行い利用しやすい環境の整備を図っていく。また、さらなる経営改善を進め債務の縮減に努める。【貸事務室の利用促進・経営改善】 3 とちぎ産業交流センターの解散及び栃木県産業振興センターへの機能等の引継ぎについては、とちぎ産業交流センターの各出資者の理解を得ることが必要であること、また、栃木県産業振興センターによる施設の取得や同事業の継続には新たな財源の確保が必要であることから、これらの課題の検討及び関係者との調整を進め、実現を図る。【栃木県産業振興センターへの統合】		
進捗	1 ◎ 研修事業を共催とし、申込み窓口を産業振興センターへ一本化した。 2 ○ 貸事務所等の入居率向上に努めた。(H22:64%→H25:99.3%→R3:90.6%)(3月末) 3 △ 取締役会・株主総会時の情報提供、中小企業基盤整備機構等との意見交換を実施してきたが、統合の実現には至っていない。		
見直し方針に関する取組結果の検証	▶栃木県産業振興センターとの役割分担による事業実施や、自主財源の確保等に取り組んできたが、根本的課題であるセンターとの統合についての検討をより進める必要がある。 ▶そのためには、センター側も含めた課題を整理した上で、国(中小企業基盤整備機構)をはじめとした株主への意向照会や他県の類似施設の動向について情報収集を行い、所管課と協議しながら、スケジュールを明確に定めた検討を行う必要がある。		
	法人のその他の課題に関する意見		

No16	(公財) 大谷地域整備公社	所管課	産業労働観光部 工業振興課
委員会報告書 (H19.11)	<p>【安全対策の推進等】</p> <p>○採取場跡地については、抜本的な解決に向け、埋め戻しを含めた安全対策が早期に講じられるよう、関係機関との緊密な連携確保、協議調整、住民への普及啓発や調査研究などの安全対策の総合的な推進に一層努めること。</p> <p>○観測システムのコストを検証し、削減に努めるなど、法人のランニングコストの縮減を図り、効率的な経営に努めること。</p>	議会提言 (H21.12)	<p>【存続】</p> <p>○設立から約20年が経過しているが、問題に対する打開策が見い出せていないため、検討の終期を区切った形での関係者間による、県関与の方針提示も含めた具体的な検討を早急に進めるべきである。</p> <p>○3年を目途に解決に向けた道筋を立てることとし、地域に必要な措置が講じられなければ公社を廃止する。</p>
見直し方針 (H22.12)	<p>1 大谷問題に対する抜本的対策については、3年を目途に、県と宇都宮市が主体となって関係者による検討を進める。</p> <p>上記の検討と併せ、国及び市との役割分担や、公社の役割をどう位置付けるかなどについて、様々な観点から課題を整理、検討の上、関係団体と調整を図っていく。</p> <p>さらに、実効性を伴った抜本対策の実現のため、地元自治会の意向及び複雑に絡み合った地元関係者の利害関係などを十分勘案した上で、調整を図っていく。【抜本対策の検討】</p> <p>2 新たな抜本対策の方針が決定されても、成果が出るまでには相当の期間が見込まれるため、大谷石採取場跡地観測システムの管理・運営については、当面公社が実施していく必要がある。</p> <p>観測システムの管理・運営事業費については、国土交通省の積算基準等を参考に、必要最小限の積算を行っているところであるが、引き続きランニングコストの縮減を図ることにより、より効率的な経営に努めていく。【ランニングコストの縮減】</p>		
進捗	<p>1 ○ 国・県・宇都宮市・公社による「大谷対策あり方検討協議会」を設置し、公社の役割等について検討を行った。</p> <p>2 ○ 大谷石材協同組合による埋め戻し事業に対する技術的指導及び各種調査による支援を実施している。</p> <p>継続的なシステムの見直し等によりランニングコストの縮減を図っている。県派遣職員の削減を行った。(H22:2名→H23~:0名)</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶観測システム見直し等によるコスト縮減を図っているが、引き続き経営の効率化に努める必要がある。</p> <p>▶見直し方針を踏まえた関係者間での検討結果である「公社存続」の方針については、埋め戻し責任は地権者・採石業者が負うという原則のもと、公共関与による安全性確保という観点から県、宇都宮市、事業者をつなぐ唯一の組織が公社であり、現地住民との一定の信頼が構築されている現状も鑑みれば、やむを得ないものと考えられる。</p> <p>▶なお、大谷地域の抜本的な安全対策である採取場跡地の埋め戻しについて、関係機関と連携を図り一層の促進に努めるとともに、採取場跡地の状況把握に係る調査を進めながら、埋め戻しをはじめとする各種安全対策について計画的に取り組む必要がある。</p>		
	法人のその他の課題に関する意見		

No17	(公財) 栃木県観光物産協会	所管課	産業労働観光部 観光交流課
委員会報告書 (H19.11)	<p>【統合】</p> <p>○観光振興業務の充実・強化のための、組織体制の強化、情報の共有化の観点から、他法人で行われている業務との相乗効果が期待できるものについては、連携を強化し、統合すること。</p>	議会提言 (H21.12)	<p>【統合】観光物産協会、マーケティング協会</p> <p>○県産品の振興には、農商工の連携及び一体的な取組が必要である。(マーケティング協会との統合)</p> <p>○物産と観光の両面で、本県ブランド戦略の一翼を担う体制の整備が必要である。</p> <p>○体験型旅行は幅広く支持されており、その観点で農業体験など農業部門との連携構築を図る必要がある。</p> <p>○市町の観光部門との連携を図る必要がある。</p>
見直し方針 (H22.12)	<p>1 農商工の連携及び一体的な取り組みについては、農政部、関係団体と調整を図りながら、観光と一体となった事業展開や県産品の振興の視点から、あり方について検討する。【とちぎマーケティング協会との統合】</p> <p>2 観光協会と県産品振興協会の統合の効果を最大限に生かすため、観光情報発信機能の充実や県産品のブランド化、販路拡大に取り組む。【ブランド戦略の体制整備】</p> <p>3 農業体験など農業部門との連携構築については、農業体験を組入れたグリーンツーリズムや「とちぎ食の回廊づくり推進事業」などと連携し、県内各地の魅力を活かした観光の振興に努める。【農業部門との連携】</p> <p>4 市町の観光部門との連携については、各市町観光協会とともに、県内各地の観光情報発信等を行っているところであるが、今後もより一層市町との連携を深め、観光の振興に努める。【市町観光部門との連携】</p>		
進捗	<p>1 △ 検討の結果、(一社)とちぎマーケティング協会との統合は困難であるが、事業連携を深めていくとの結論に至った。</p> <p>2 ○ 地域主体の観光地づくりを推進するDMOとしての取組を通じて、マーケティングに基づく販路拡大に向けた取組を実施している。</p> <p>3 ○ 農業体験ができる観光施設のPRや「いちご王国・栃木の日」イベントにおける物販等により農業部門と連携している。</p> <p>4 ○ 市町観光部門と連携し、情報収集やPR事業を実施している。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、本県の観光振興のため、今後とも事業活動の充実を図る必要がある。</p> <p>▶とちぎ農産物マーケティング協会との統合については、農産物生産者支援と商工業者支援という設立目的の違い、原材料とそれを使った商品という利益の相反、農産物販路開拓ルートの特異性による支援ノウハウの違いなどから、組織統合のメリットはほとんど認められず、統合は困難であるとの結論はやむを得ないものと考えられる。</p> <p>▶しかしながら、県産品の振興・県の魅力発信という観点では、農商工の連携は不可欠であることから、引き続き同協会との事業における連携を深めていく必要がある。</p>		
	法人のその他の課題に関する意見		

No18	(公財) 栃木県農業振興公社	所管課	農政部 農政課
委員会報告書	【経営の効率化等】 ○ 食と農の理解促進を図るための組織体制や戦略について明らかにすること。 ○ 研修事業の有料化、なかがわ水遊園、花センターの入場者確保対策の強化等による自主財源の確保を行い経営の安定化を図ること。	議会提言	【存続】 ○ なかがわ水遊園と水産試験場を一体で管理する可能性を検討するべきである。 ○ 事業は展開が過大で、かつ県事業の下請け的な様相もみられることから、とちぎ花センターやなかがわ水遊園に係る指定管理者の受託についての妥当性などの検討も含め、精査をするべきである。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 食と農の理解促進については、公社は「とちぎ食育応援団」活動促進事業などを実施しているところであるが、今後も関係機関・団体との連携を強化し、食と農の理解促進に努めていく。【食と農の理解促進】 2 研修事業等の有料化については、公社が新たな事業を実施する際に有料化を検討していく。また、なかがわ水遊園、花センターの入場者確保対策については、事業内容の見直し検討を行い、質の向上を目指すとともに、広報範囲の拡大等により広報活動を充実することにより、強化を図っていく。【経営安定化】 3 なかがわ水遊園と水産試験場の一体管理については、両施設の効率的な管理方法をあらゆる視点から検討する。【なかがわ水遊園と水産試験場の一体管理検討】 4 事業の精査については、事業の見直しや公社経営の効率化等の検討調整を平成22年度に行い、段階的に実施する。【事業の精査】		
(H22.12)			
進捗	1 ○ 「つなごう！ 栃木の食と農の実践講座」等の公社自主事業を関係機関・団体と連携協力して開催している。 2 ○ 自主事業を有料で実施している。入場者確保対策にSNSを活用している。 3 ○ 施設・設備の一部共用を実施するほか、各種イベント等での連携により業務の効率化と充実に努めている。 4 ○ 農地集積推進事業等農業施策の中心となる事業を積極的に推進している。事業量に応じた組織体制の見直し等を行っている。		
見直し方針に関する取組結果の検証	▶見直し方針に順調に対応してきたが、経営の安定化に向け、プロパー職員の計画的採用及び育成を図っていく必要がある。 ▶農業の担い手不足が深刻な問題となっていることから、農業で働く多様な人材を確保するため、情報発信の強化やニーズに合わせた相談に取り組む必要がある。 ▶担い手への農地集約は喫緊の課題であることから、農地中間管理機構として市町・関係機関と連携を図りながら取組を強化していく必要がある。	法人のその他の課題に関する意見	▶県内外からの就農者の増加を図るため、オンラインやwebによる就農相談や動画配信の充実を図るなどデジタル技術を積極的に活用していく必要がある。

No19	(一社) とちぎ農産物マーケティング協会	所管課	農政部 経済流通課
委員会報告書	【業務の見直し】 ○ 生産振興対策事業についての県との役割分担を明らかにすること。 ○ 観光、県産品振興も含めたコンサルティング機能を充実・強化すること。	議会提言	【統合】 (社) 栃木県観光協会、(財) とちぎ県産品振興協会 ○ 協会の業務は農畜産物中心の生産部門支援に重点が置かれる中で、機能を流通販路拡大部門に特化する方向で検討するべきである。 ○ 特化した流通販路拡大部門については、(社) 栃木県観光協会と(財) とちぎ県産品振興協会が統合した新団体「社団法人栃木県観光物産協会」と統合する。 ○ 残された機能については、JA等の農業生産団体または栃木県農業振興公社への移管を検討する。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 売れる農産物づくりや県産農産物の販路拡大等に係る協会機能について、協会及び構成団体であるJA等と検討・協議を進め、見直しを図る。【協会機能のあり方検討】 2 上記とあわせて、協会組織のあり方についても検討・協議を行い、見直しを図る。【協会組織のあり方検討】		
(H22.12)			
進捗	1 ○ 海外マーケットのニーズや動向を把握分析するとともに、多様化する流通形態を踏まえ、輸出拡大に向けた効率的・効果的なPR活動・販促活動に取り組んだ。(輸出促進員の設置、海外向けHPの開設等) 2 △ 検討の結果、(公財) 栃木観光物産協会との統合は困難であるが、事業連携を深めていくとの結論に至った。		
見直し方針に関する取組結果の検証	▶見直し方針に沿って、首都圏に加え関西圏や海外への販路拡大等を図ってきたが、更なる取組の強化に努める必要がある。 ▶栃木県観光物産協会との統合については、農産物生産者支援と商工業者支援という設立目的の違い、原材料とそれを使った商品という利益上の利害の相反、農産物販路開拓ルートの特異性による支援ノウハウの違いなどから、組織統合のメリットはほとんど認められず、統合は困難であるとの結論はやむを得ないものと考えられる。 ▶しかしながら、県産品の振興・県の魅力発信という観点では、農商工の連携は不可欠であることから、引き続き同協会との事業における連携を深めていく必要がある。	法人のその他の課題に関する意見	▶デジタル技術を積極的に取り入れ、デジタルマーケティングやECサイトを活用した国内外での需要の掘り起こし・販路拡大に取り組んでいく必要がある。

No20	(公社) 栃木県畜産協会	所管課	農政部 畜産振興課
委員会報告書	【経営の効率化等】 ○ 自主財源の確保策を検討するとともに、より一層のコスト削減を行い、経営の安定化に努めること。	議会提言	【存続】 ○ 県の見直し基本方針に沿った対応とする。 ○ なお、引き続き、農業振興公社の畜産関係基盤整備事業などとの関連も含め、経営支援機能面での統合も検討する。 ○ また、経営安定を見通し、自立も視野に入れることとし、畜産をめぐる状況等に变化がある場合は再度検討する。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	1 経営支援事業など各種事業を着実に推進するとともに、自主財源の確保等による財政基盤の強化、人材育成、事務事業の効率化などを進める。【自主財源の確保・コスト削減】 2 畜産関係基盤整備事業の統合については、農業振興公社の意見等を踏まえる必要があり、同公社と協議し課題等を精査した上で、実施の是非を検討する。【農業振興公社畜産関係事業の移管検討】 3 経営支援機能面での統合については、関係する団体との役割分担や効果的な手法について調整を行い、具体的な対応策を策定し実施する。【経営支援機能面の統合検討】		
(H22.12)			
進捗	1 ○ 中央団体委託事業の新たな受託による財源の確保、人件費の圧縮等によるコスト削減に努めている。 2 ○ ハード事業を実施する段階での経営計画作成支援等、公社との連携方策について検討を進めている。 3 ○ 畜産経営支援活動を機動的かつ効率的に実施するため、関係団体や専門家等との定期的な協議を実施している。		
見直し方針に関する取組結果の検証	➢見直し方針に順調に対応してきたが、今後とも自主財源の確保や人材育成に努める必要がある。 ➢農業振興公社の実施する事業へ参加する畜産農家等へのコンサル業務等、農家へのソフト面での支援の充実を図る必要がある。	法人のその他の課題に関する意見	➢近年、県内外において頻発している豚熱や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病について、防疫対策に係る農家への支援体制の充実がより一層求められていることから、県と連携し、予防に係る農家指導や発生時の人的支援等、協会が果たしうる役割について検討し、実施していく必要がある。

No21	(公社) とちぎ環境・みどり推進機構	所管課	環境森林部 環境森林政策課
委員会報告書	旧 栃木県治山林道協会分 【随意契約の解消等】 ○ 随意契約で行われている森林コンサルティング業務等については、課題を整理した上で、随意契約の解消に向けて見直しを進めること。また、今後の公益法人認定の動向も見据え、民営化も視野に入れ、当協会のあり方を見直すこと。 ○ 今後予想される業務量の減少を踏まえ、組織体制の縮小を図ること。 旧 栃木県緑化推進委員会分 【統合等検討】 ○ 緑の募金事業に影響を与える特定公益増進法人の認定基準の見直しが明らかになった段階で、他法人との統合等を検討すること。 旧 栃木県森林整備公社分 【新規分収林契約の中止等】 ○ 分収造林事業の新規契約については中止すること。 ○ 現在契約中の分収造林契約については、早期の契約解除について県営林事業と併せて検討すること。 ○ 当公社の主たる事業が分収造林事業であることに鑑み、今後の法人のあり方について抜本的な見直しを行い、早期に結論を出すこと。	議会提言	旧 栃木県治山林道協会分 【廃止】 (財) 栃木県森林整備公社、(社) 栃木県緑化推進委員会とともに再編 ○ 事業量の減少による受託収入の減少や民間事業者の成長等を踏まえ、次の団体間で再編する。 →(社)栃木県緑化推進委員会、(財)栃木県森林整備公社、(社) 栃木県治山林道協会 ○ 協会の機能中、測量設計部門は、(財)栃木県建設総合技術センターに統合する。 旧 栃木県緑化推進委員会分 【廃止】 (社) 栃木県治山林道協会、(財) 栃木県森林整備公社とともに再編 ○ 緑化推進組織の一層の充実策を具体的に講ずる必要があり、また事業展開に係る市町関与のあり方も検討が必要である。 ○ 森づくり県民税を徴収する中での募金活動は、実質的な二重行政の可能性もあり、緑の基金目標額(5億円)達成後は基金造成の中止が必要である。 ○ 市町組織の整備や緑の募金活動による、緑化本来の取組を求める。(業務改善) ○ 統合については、緑化推進委員会を軸にして、次の団体間で再編する。 →(社)栃木県緑化推進委員会、(財)栃木県森林整備公社、(社) 栃木県治山林道協会 旧 栃木県森林整備公社分 【廃止】 (社) 栃木県緑化推進委員会、(社) 栃木県治山林道協会とともに再編 ○ 公社は分収林契約の早期解除業務に特化し、債務処理を行い、その後廃止する。 ○ 分収林事業以外の機能(森林整備事業、林業労働力確保支援センター事業)については、県の直接執行および他法人との統合で対処する。 ○ 統合については、次の団体間で再編する。 → (社) 栃木県緑化推進委員会、(財) 栃木県森林整備公社、(社) 栃木県治山林道協会
(H19.11)		(H21.12)	

見直し方針	<p>旧 栃木県治山林道協会分</p> <p>1-1 委託業務の見直しについては、協会との随意契約解消に向けて、民間事業者の技術力等に配慮しながら段階的に指名競争入札を拡大し、平成23年度以降は全て指名競争入札とする。【委託業務の見直し】</p> <p>1-2 測量設計等のコンサルタント業務については、業務量の縮小や入札制度の改革により業務として維持していくことは困難であることから、業務を廃止し、プロパー職員の再就職支援を実施した上で、再編対象団体との再編を進める。【緑化推進委員会、森林整備公社との再編】</p> <p>旧 栃木県緑化推進委員会分</p> <p>2-1 緑化組織や活動のあり方については、家庭募金を拡大し市町緑化を充実させるため、引き続き当法人と県が協力して未設置市町を訪問し、市町緑推の設置を進めるとともに、安定的な財源の確保のため、企業等を訪問して会員数を拡大し、会費収入の拡大を図っていく。【緑化推進組織の充実】</p> <p>2-2 緑の基金の造成については、目標達成後に、緑化事業の成果を検証し、金利等を勘案しながら検討していく。</p> <p>また、「森づくり県民税（森林の整備による公益的機能の維持・増進）」は、10年間の時限的なものであることから、「緑の募金事業（地域緑化の推進）」との役割分担を明確にしながら、「とちぎ環境立県戦略」の取り組みを推進していく。【緑の基金造成中止】</p> <p>2-3 他の団体との再編については、新公益法人の認定を考慮しながら、緑化推進委員会を軸に再編を進める。【治山林道協会、森林整備公社との再編】</p> <p>旧 栃木県森林整備公社分</p> <p>3-1 分収林事業については、県営林事業に統合し、一元的管理による効率的な運営を確保しながら、契約解除後の公益的機能の確保策を検討し、収益性等を勘案の上、早期契約解除を進める。【分収林事業の一元化、早期契約解除】</p> <p>3-2 公社については、第三セクター等改革推進債の活用等により既往債務を処理し、分収林の県営林一元化に併せて、早期に廃止する。【公社の債務の処理、廃止】</p> <p>3-3 分収林事業以外の機能については、再編法人の目的・役割等を十分に検討の上、それに適合する事業についての移管等を進める。【分収林事業以外の移管、緑化推進委員会、治山林道協会との再編】</p>	
	(H22.12)	
進捗	<p>1-1 ◎ 協会へ発注していた全ての委託業務に指名競争入札を導入した。</p> <p>1-2 ◎ H23年に緑化推進委員会を存続法人として吸収合併により（社）とちぎ環境・みどり推進機構が発足した。</p> <p>2-1 ○ 引き続き未設置市町への働きかけを行っている。</p> <p>2-2 ○ 基金造成目標は5億円のところ、残高はR3年度末現在488,399千円であり、R10年頃目標を達成する見込みである。</p> <p>2-3 ◎ H23年に治山林道協会を吸収合併することにより（社）とちぎ環境・みどり推進機構が発足した。</p> <p>3-1 ○ 県に一元化した分収林契約については、早期契約解除及び解除に向けた協議を実施している。</p> <p>3-2 ○ 公社はH25年に解散するとともに、債務の処理を実施した。</p> <p>3-3 ○ H23年に林業労働力確保支援センター業務を治山林道協会へ移管した。</p>	
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、今後とも自主財源の確保や人材育成に努めるとともに、県と連携しながら緑化推進委員会未設置市町への働きかけを強化する必要がある。</p> <p>▶令和10年頃の達成を見込む緑の基金の造成については、森づくり県民税を財源とした事業とのすみ分けを明確にした上で、その利活用について検討する必要がある。</p> <p>▶林業の担い手不足に対応するため、県と連携し、更なる確保策について検討する必要がある。</p>	<p>法人のその他の課題に関する意見</p>

No22	(株)日光自然博物館	所管課	環境森林部 自然環境課
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <p>○入館者の確保及び観覧料以外の収入増による経営基盤の強化に努めること。</p>	議会提言	<p>【自立】</p> <p>○県の見直し基本方針に沿った対応を進める。</p> <p>○株式会社としての利点を活かした効率的な運営を進めるとともに、自立運営する。</p>
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	<p>1 経営の効率化を図るため、法人自らが策定した経営5ヵ年計画（平成21～25年度）を推進するとともに、引き続き地元機関等との共催事業の実施など地域と連携した誘客活動や、新たな収入増に繋がる事業展開などにより、自立運営を目指して経営基盤の強化を図る。【経営効率化】</p>		
(H22.12)			
進捗	<p>1 ○ 「経営5ヵ年計画」（現計画：H31～R5）に基づき、コロナ禍の影響を勘案しながら、各種事業内容を検討し、実施している。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に順調に対応してきたが、今後とも新たな事業展開等による自立運営に努める必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶近年の感染症の拡大等の不測の事態においても収入を確保できるよう、デジタル技術の積極的活用等の創意工夫が必要である。</p>

No23	(公財) とちぎ建設技術センター	所管課	県土整備部 技術管理課
委員会報告書	<p>【事業の見直し】</p> <p>○業務委託で行われている、下水処理施設の管理運営について、指定管理者制度や包括的民間委託制度など、効率的な方式を導入すること。</p> <p>○随意契約で行われている設計積算業務について、課題を整理した上で、その見直しを進めること。</p> <p>○県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。</p>	議会提言	<p>【自立】</p> <p>○受託業務のうち、収益の柱である工務業務については、競争性を高めるとともに、将来的には自立運営を図るべきである。</p> <p>○職員の削減を進めるとともに、透明性を確保する観点から、平成22年度を中途に随意契約の見直し等を図る。</p> <p>○下水道管理については、包括的民間委託制度の導入を検討する。</p> <p>○栃木県治山林道協会の機能の内、測量設計部門を統合する。</p> <p>○県・市町村事業の補完の役割を担うとするセンターの役割を精査し、機能の整理を検討する。</p>
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	<p>1 センターの担うべき役割については、県・市町の要望や需要を踏まえ整理検討するとともに、自立運営の基盤となる工務業務についてもあり方を検討する。上記の検討を踏まえ、事業量に見合った職員体制に見直し、県職員の派遣を段階的に縮小するとともに、プロパー職員の資質向上を図り、将来的な自立運営を目指す。【センターの役割精査、職員体制の見直し】</p> <p>2 随意契約の見直しについては、県・市町の補完的機能の確保に配慮しつつ、県が委託している積算業務を段階的に縮小する。なお、積算業務の委託については、守秘性・公正性の確保等について引き続き検討する。【随意契約の見直し】</p> <p>3 下水道管理の包括的民間委託については、平成22年度から試行的に導入したところであり、この結果を総合的に検証した上で、適用施設の順次拡大について検討する。【下水道管理包括的民間委託の導入】</p> <p>4 栃木県治山林道協会の測量設計部門については、治山林道工事の測量設計業務が民間に移行する中で、センターに統合することは困難であるが、協会職員の受け入れについては、センターのあり方や今後の事業量を踏まえて検討する。【治山林道協会測量設計部門の統合】</p>		
(H22.12)			
進捗	<p>1 ○ 県派遣職員数を削減した。(H22:20名→R4:7名)</p> <p>2 ○ 積算補助業務委託の一部に指名競争入札を導入した。</p> <p>3 ◎ 全浄化センターへの包括的民間委託導入を完了した。(H27)</p> <p>4 ◎ 測量設計部門職員をセンターに採用した。(H23)</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>見直し方針に順調に対応してきたが、今後とも効率的な経営に努める必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>多発する自然災害やインフラの老朽化など、社会資本を取り巻く環境が変化中、特に技術者の少ない市町の支援を行うセンターの役割は大きいことから、計画的な職員の確保・育成に努めるとともに、効率的かつ効果的な市町支援のあり方について検討すること。</p> <p>事業内容がデジタル技術との親和性が高いと考えられることから、オンライン研修やドローン・AI診断等、デジタル技術を積極的に活用した新たな事業展開について検討する必要がある。</p>

No24	(公財) 栃木県民公園福祉協会	所管課	県土整備部 都市整備課
委員会報告書	<p>【組織の縮小等】</p> <p>○主たる業務の公園管理については、民間事業者との競合関係にあることから、国の重要文化財の指定を受けている旧日光田母沢御用邸のある日光田母沢御用邸記念公園を除き、指定管理者業務から計画的に撤退し、段階的な組織の縮小を図ること</p>	議会提言	<p>【存続】</p> <p>○将来展望に基づいた計画的な職員数の適正化を図るべきである。</p> <p>○自己所有のとちぎファミリーランドやプール等の施設については、維持管理経費と県民の需要や利便性も考慮しながら、そのあり方を早急に検討する。</p> <p>○当面は存続であるが、上記項目が整理された後に、公園管理に特化した対応策、教育文化スポーツ施設やレク施設等を含めた幅広い対応策、さらには造園業界の特長を生かしたコンソーシアム結成等の検討を進めるべきである。</p>
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	<p>1 職員数については、協会所有施設と効果的な連携が図れる公園等の管理受託を基本とし、これを管理するために必要な職員数まで、計画的な削減を進める。【計画的な職員数の適正化】</p> <p>2 協会の自己所有施設については、協会自ら修繕に係る財源の確保に努め、維持できる範囲で運営を継続する。【協会所有施設のあり方検討】</p> <p>3 公園管理への特化、教育文化スポーツ施設等への対応、コンソーシアム結成等については、指定管理者の応募がないといった状況等にも適切に対応できるよう、協会の規模等を考慮したコンソーシアムの結成等新たな手法について検討を進め、引き続き公園管理の受託に向け取り組むよう指導する。【公園管理に特化した対応策等の検討】</p>		
(H22.12)			
進捗	<p>1 ○ 常勤職員（OB、派遣等含む）数を削減した。(H22:79名→R4:59名)</p> <p>2 ○ 利用者の増に向けたイベントの開催など、財源確保に向けた取組を行っている。</p> <p>3 ◎ 公園ごとに適したパートナーとコンソーシアムを結成し、5公園の管理者として指定を受けている。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>見直し方針に対して順調に対応してきたが、自主財源の確保の観点から、協会所有の施設について更なる利用者確保に向けた取組を行うとともに、老朽化した設備について計画的に更新・修繕を行う必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	

No25	(公財)栃木県スポーツ協会	所管課	教育委員会 スポーツ振興課
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賛助会員を増やすなど自主財源の確保に努めること。 ○ スポーツ振興や競技力向上につながる選手強化については、県民意識の高揚の観点からも、事業の充実・強化を図ること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。 	議会提言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県からの教員派遣については、教員依存の指導体制からの体質改善の観点から、そのあり方について早期に検討を進める。 ○ 今市青少年スポーツセンター及び射撃場については、施設の老朽化等の問題に対応するため、今後のあり方について早急に検討のうえ、方針を打ち出す必要がある。その際に、射撃場については、県の関与は不可欠であると認識する。 ○ 事業は展開が過大で絞り込みが必要な状態にあり、県の行政施策としてのスポーツ振興と公益法人業務とのあり方の整理や事務事業の精査、さらには会費制の導入等を進める。進展が見られない場合は、県は関与を見直し、自立運営を図る。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	<p>1 スポーツ振興などの事業については、県と法人との役割や業務のあり方について整理した上で充実・強化を図るとともに、職員派遣のあり方については、経営計画等検討委員会などによる事業の見直し等を踏まえ、派遣職員の段階的な縮減を図る。</p> <p>また、賛助会への加入促進による賛助会費の収入増や協賛金等の収入増のための取り組みを一層促進する。</p> <p>【職員派遣のあり方検討、スポーツ振興と公益法人業務とのあり方整理、会費制の導入検討】</p> <p>2 今市青少年スポーツセンターについてはあり方を検討し平成23年度に方針を決定し、射撃場については庁内検討会等において引き続き汚染土壌対策等を検討する。【今市青少年スポーツセンターのあり方検討】</p>		
(H22.12)			
進捗	<p>1 ○ 県派遣職員の見直しを実施した。(H22:21名→R4:4名)</p> <p>2 △ センターのあり方については庁内での検討を継続してきたが、センターの一部施設が令和3～4年度とちぎ国体の競技会場として選定されたことから、改修工事を優先して行った。今後、あり方について具体的に検討していく。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に係る県派遣職員の削減については順調に対処してきたが、スポーツ振興に係る県と法人の役割分担の更なる明確化を図りながら、自主財源の更なる確保策について検討する必要がある。</p> <p>▶今市青少年スポーツセンターについては、令和4年度のとちぎ国体での活用が予定されているが、その後の利活用については、県と協議しながら、協会の財源及び県の財政負担、施設の果たす役割と今後の利用見込み等を踏まえ、スケジュール感をもって、そのあり方に係る検討を行う必要がある。</p>		
	法人のその他の課題に関する意見		

No26	(公財)日光杉並木保護財団	所管課	教育委員会 文化財課
委員会報告書	<p>【事業の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人業務に県職員が従事している現状の是正に努めるとともに、県委託事業について見直すこと。 	議会提言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有名有力県の観点で日光杉並木の存在は大きく、積極的な保護育成が必要である。 ○ 日光杉並木の持つブランド力を生かし、本県のイメージアップにつなげるような事業展開を図る。
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	<p>1 法人で行う事業については、県の文化財保護行政と緊密な関連を有し、当面、法人業務に県職員が関与していく必要があるが、委託事業については、今後も引き続き見直しを図っていく。【委託の見直し】</p> <p>2 積極的な保護育成については、県と緊密な連携の下、県民・企業・行政が一体となった取り組みを拡大する。【積極的な保護育成】</p> <p>3 イメージアップにつなげる事業展開については、普及啓発活動の継続的な実施は必要であり、今後さらにイメージアップ戦略を明確にし、より有効的な事業展開を進める。【イメージアップの事業展開】</p>		
(H22.12)			
進捗	<p>1 ○ 委託事業の内容の精査により、段階的に事業費を縮小している。</p> <p>2 ○ 樹勢回復事業や日光杉並木街道の清掃活動を引き続き実施している。</p> <p>3 ○ イベントにおけるパネル展示、パンフレットの配布などの普及啓発事業を引き続き実施している。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に対して順調に対応してきたが、今後は、文化財保護の視点に加え、貴重な観光資源としての視点を加え、新たな自主財源の確保策も含めた事業展開を図る必要がある。</p> <p>▶現在も継続している県職員のみによる財団運営について、検討スケジュールを明確にして適正化を図る必要がある。</p>		
	法人のその他の課題に関する意見		

No27	(公財) 栃木県暴力追放県民センター	所管課	警察本部 組織犯罪対策第一課
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <p>○ より一層のコスト削減など経営効率化に努め、相談業務などの充実・強化を図ること。</p>	議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 県警自体の相談業務も充実しつつあることから、役割分担を明確化し、離脱者支援や非構成員関与のトラブル防止等に業務を絞り込むべきである。</p>
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	<p>1 平成18年度に策定した「暴力追放運動推進センターの活性化に向けた行動計画」(5カ年計画)に基づき、基本財産運用の改善、賛助会員の募集拡大、暴力相談事業の充実(広報と知識の向上)、県民への情報提供の充実、責任者講習の業務拡大と講習内容の充実等に取り組み、財政基盤の安定、事業活動の充実・強化等を図る。【経営の効率化】</p> <p>2 センターにおける暴力相談受理件数は増加傾向であり、事件化に結びつく相談も多いので、センター受理の相談に事件性が認められる場合等は警察署で対応するなど、センターと警察の役割分担の明確化に努め、引き続き実施するとともに、離脱者支援に関しては、社会復帰アドバイザー及び「不当要求被害防止責任者講習(企業・公務員等)」により離脱及び就業支援を行う。【県警との役割分担の明確化】</p>		
(H22.12)			
進捗	<p>1 ○ 基本財産を効率的な運用に努めたほか、賛助会員数を増加させた(H21年度末:663→R3年度末:758)。</p> <p>2 ○ 民事案件など警察では対応できない事件について、センターを通じて弁護士相談を実施する等、県警との役割分担を明確化した。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に対して順調に対応してきたが、引き続き経営の効率化、自主財源の確保により経営基盤の安定を図る必要がある。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶不当要求防止責任者講習のオンライン実施など、事業者の利便性向上のための取組などについて検討する必要がある。</p> <p>▶近年、行政対象暴力やクレームへの対応が大きな課題となっていることから、センターが培ってきた相談対応のノウハウについて、機会をとらえて行政機関等へ積極的に提供するなどして、緊密に行政との連携を図る必要がある。</p>

No28	(一財) 栃木県交通安全協会	所管課	警察本部 交通企画課
委員会報告書	<p>【自動車教習所業務の見直し】</p> <p>○ 民間との競合関係にある自動車教習所については、廃止に向けて、現員の配置転換や縮減に努力すること。</p> <p>○ 即時廃止が困難な場合は、公益法人による運営という点に鑑み、障害者や高齢者に特化するなど、公益性の発揮を図ること。</p>	議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 県交通安全協会と地区協会の位置付けを明確にするとともに、会員資格や会費の低減化を図るなどの総合調整を行うべきである。</p> <p>○ 県委託業務の随意契約の見直しを進め競争性を高める必要があり、受託業務の整理とそれに合った組織体制の整備及び職員数の適正化を図る必要がある。</p> <p>○ 2つの自動車運転教習所は、少子化及び民間との競合を勘案すると、今日ではその公益性は薄いため、廃止または民営化の方向で具体化等を検討する。また、これらに進展が見られない場合は、県は関与を見直し、自立運営を図る。</p>
(H19.11)		(H21.12)	
見直し方針	<p>1 財団法人栃木県交通安全協会と任意団体である各地区(地方)交通安全協会は異なる組織であり、これまでも双方の活動内容と収支決算等について、会員、入会者等に周知しているが、県民から十分な理解が得られるよう、引き続き様々な広報媒体を活用し一層の周知を図るとともに、県と地区(地方)の交通安全協会の連携を進める。【県安協と地区安協の位置付けの明確化】</p> <p>2 県委託業務の契約については、平成23年度から競争入札とする予定。【委託業務等の見直し】</p> <p>3 受託業務の整理とそれに合った組織体制の整備及び職員数の適正化については、運転免許人口、受託業務に関する事務量等、県民サービスの低下防止策を検討の上、計画を策定し実施する。【組織体制の整備】</p> <p>4 2つの自動車教習所については、職員の処遇、土地の原状回復、教習生及び卒業生への対応、重度障害者の教習など、廃止の際の課題について総合的に検証のうえ、平成23年度末からの段階的な廃止を目指し調整を進める。【自動車教習所業務の見直し】</p>		
(H22.12)			
進捗	<p>1 ○ 県安協と地区安協の活動内容等を広報パンフレットやホームページ等により引き続き周知に努めている。</p> <p>2 ◎ 県委託業務のうち、運転免許窓口業務等8業務について一般競争入札を導入した。</p> <p>3 ◎ 職員数の適正化のため、人事異動の基本方針を策定し、正職員から嘱託職員への身分切替え(32名)を伴う大幅な人事異動を実施した。</p> <p>4 △ 検討の結果、自動車教習所の廃止の見込みはないとの結論に至った。</p>		
見直し方針に関する取組結果の検証	<p>▶見直し方針に対して概ね順調に対応してきたが、自動車教習所業務に関しては、一般財団法人へ移行し民間企業と同等の立場となったことや、県関与の度合いの減少等を踏まえると、段階的廃止という方針を見直すことについてはやむを得ないものと考えられる。</p>	法人のその他の課題に関する意見	<p>▶高齢運転者の事故率の増加などを踏まえ、時代に即した事故防止に係る普及啓発や、高齢者及び障害者向けの教習等を推進する必要がある。</p>

5 法人・県双方への改革・改善に向けた提言

社会情勢の変化による県民ニーズの変化や県の施策目標等についての共通理解のもと、県・法人が適切に役割分担を行いながら、各種施策を展開していくべきことは言うまでもない。また、法人がガバナンスを強化し、自らの課題解決のための取組を自発的・自律的に取り組むとともに、法人を所管する県が適切に支援を行っていくことが、県民サービスの着実な向上につながるものと考えられる。

本専門部会は、特定指導法人に関する全体的な改革・改善のために、法人・県双方へ以下の事項を提言する。

(1) 運営評価制度（仮称）の導入

- ・各法人には自立的で効果的な経営の実現に向けて、明確な経営方針・目標を設定することが求められる。そのためには、まず自己評価による事業活動の分析が必要である。
- ・所管部局が法人に対して適切な支援を行うためには、定期的に法人の実態を把握する必要がある。また、県施策目的達成のための法人の役割、県関与のあり方について両者の間で継続的に確認していくことが望ましい。
- ・加えて、県からの出資や職員の派遣、財政的な支出といった資源が投入されている各法人には、その役割や活動内容についての県民への説明責任の観点から、情報公開の強化が求められる。
- ・以上のことから、特定指導法人における自立的で効果的な経営のための不断の改革・改善につなげるとともに、県民へより分かりやすい情報公開を行うための仕組みとして、「運営評価制度（仮称）」を導入することを提言する。

5 法人・県双方への改革・改善に向けた提言

運営評価制度（仮称）

運営評価

- ◎法人・所管部局・統括部門(行政改革ICT推進課)において実施
 - ・（法人）「運営評価シート（*）」を作成、運営に関する自己評価を実施
 - ・（所管部局）評価シート作成を支援、2次評価を実施
 - ・（統括部門）評価シートの点検、3次評価の実施、運営評価（まとめ）作成・公表

外部評価

- ◎行政改革推進委員会において実施
 - ・運営評価(まとめ)の検証
 - ・法人及び所管課へのヒアリングの実施

（*）運営評価シート

法人の経営状況を捉えるための指標や、事業実績・県（その他の主体）との連携等について毎年度の状況をまとめるもの（公表を想定）。

運営評価シートは、県民への公表による「法人の使命・役割の見える化」を目的とするものであることから、法人の代表による経営方針の表明や改善目標の明示など、県民に対する分かりやすさにも配慮する必要がある。

また、公表の方法についても、県民の目に届きやすいような工夫が求められる。

5 法人・県双方への改革・改善に向けた提言

- 段階的な運営評価の実施による

法人の自律的マネジメントの促進

所管部局との課題の共有、県施策目的達成のための法人の役割、県関与のあり方の確認

- 行政改革推進委員会による

客観的な視点からの法人のあり方の検証及びフィードバック

- 運営評価結果の公表による

県民への法人の使命・役割の見える化

メリット

- ・法人事業の実施状況・経営状況等、課題の把握ができる
- ・県施策目標達成のための法人の役割、協働、県関与のあり方についての継続的な確認ができる

- ★法人の使命とは何か
- ★法人の成果(県民にとっての価値)は何か
- ★使命を全うするために必要な体制・実施すべき事業(役割)とは何か

- ・自己評価及びフィードバックを踏まえた事業の見直しや経営改善の実施ができる

メリット

毎年度の評価による、社会情勢の変化に応じた 不断の改革・改善の推進

所管部局
2次評価

法人
自己評価

段階的
評価と
フィード
バック

統括部門
3次評価

行政委員会
評価の検証

- ・特定指導法人全般の定期的な状況・課題の把握、対応状況の確認ができる

メリット

※運営評価制度の運用等は、統括部門において毎年度見直しを行う。

特定指導法人に関する情報(運営評価シート)の公表

県民

- ・サービス向上・県民益の増大が期待できる

メリット

5 法人・県双方への改革・改善に向けた提言

(2)法人に向けた提言(ガバナンス強化・実効的な見直し)

特定指導法人は、県からの出資や人的支援・財政支出等を受けており、県と密接な関係を有する法人であることから、県民からの信頼確保が特に重要である。そのためには、各法人が自らの活動を振り返り、点検・改善に取り組むことを前提として、積極的に外部の視点を導入することや、情報開示を行うことで透明性の確保に努めるなど、ガバナンスの強化への取組が求められる。その上では、運営評価制度の導入は有用であると考えられる。ここでは、各法人に対し、同制度の導入を前提として、以下の事項についての取組を求めたい。

①継続的な事業の見直し・経営改善の実施

毎年度の運営評価制度による自己評価及び内部評価・外部評価のフィードバックを踏まえた**事業の見直し・経営改善の継続的な実施**が求められる。

②情報公開の推進

県民への説明責任の観点から、運営評価制度における運営評価シートの公表のほか、現在各法人が行っているホームページにおける情報提供などについても、引き続き県民に分かりやすく、工夫を凝らしたものとすることが求められる。

③デジタル技術を活用した県民サービスの向上

デジタル技術を活用した内部管理業務の省力化・効率化及び生産性の向上に努めるとともに、県民サービスの向上のために有用と思われるものについては、積極的にデジタル化を図る必要がある。

5 法人・県双方への改革・改善に向けた提言

(3) 県所管部局に向けた提言(県関与のあり方)

特定指導法人が、自らの経営責任の下で自立的な経営を行っていくためには、法人を所管する県所管部局において、県の関与のあり方について継続的に見直しを図っていく必要がある。

各法人が事業活動を効果的に実施するにあたっては、県の施策目標・方針について各法人が十分に理解し、それらを踏まえた事業として実施されることが必要である。特に、委託事業等においては、契約関係の適正性の確保はもとより、事業の目的や法人に求める役割について県・法人の双方が認識した上で、それらに沿った事業評価が行われなければならない。

① 県関与のあり方に係る見直しの推進

県からの人的支援・財政支出等、県関与のあり方について、社会経済環境や県民ニーズの変化を踏まえた見直しを推進する必要がある。

(県職員派遣の見直し、補助金・委託金等の見直し、随意契約の見直し)

② 法人に期待する役割の明示等

運営評価の2次評価の実施等を通じて法人の実態を把握するとともに、県の施策目標達成・事業の効果的推進のために法人に期待される役割や協働のあり方などについて、法人・県所管部局相互の共通理解を深めていく必要がある。

③ デジタル化に関する情報の収集及び提供

法人事業のデジタル化に関して、他県や民間の類似法人の状況等について情報の収集及び提供に努めていくことが求められる。

5 法人・県双方への改革・改善に向けた提言

(4) 県統括部門に向けた提言(法人・所管部局の支援体制の強化)

今回導入を提言した運営評価制度の構築にあたっては、公益法人制度、指定管理者制度等による各種の評価とは目的が異なるものであることに留意しながら、**評価すべき内容について検討**をする必要がある。

また、制度導入後も随時点検内容の精査などの改善を図りながら、制度が形骸化しないよう管理・運用を行っていく必要がある。

① 特定指導法人全般の包括的な評価

所管部局（所管課）による2次評価及び県関与の見直し状況について把握した上で、運営評価の3次評価として特定指導法人全般の包括的な評価を行う。

② 支援体制の充実

全庁的な連絡調整会議等の実施等により、運営評価制度のとりまとめを通じて把握した各法人における見直し・デジタル化の好事例等の共有を図るなど、**支援体制を充実**していく必要がある。その際は、県におけるデジタル技術の利活用による業務改善事例についても積極的な情報提供を行うなど、特に各法人の内部管理業務の効率化について留意すること。

③ 情報公開を通じた法人の使命・役割の見える化

法人自らによる情報公開とともに、県においても特定指導法人について評価結果等の情報公開を行い、県民に対し**法人の使命・役割の見える化**を図る必要がある。

5 法人・県双方への改革・改善に向けた提言

(5) その他の留意事項

その他、特定指導法人の見直しを図る上で留意すべきことは、以下のとおりである。

①法人の知見・技術の継承等

今回、見直しを行った法人においては、従来の補助金の見直しなどの影響により、職員の新規採用が控えられするなどして職員の高齢化が進んでいる法人もあった。法人が設立以来培ってきた知見・技術は県民の財産でもあり、これらを次代に継承するための取組を講じていくとともに、県をはじめ市町その他の多様な主体と連携して発揮していくことが期待される。

②不断の改革・改善

法人活動の目的とするところは、公益性の発揮による県民益の増大であり、その目的のために、法人・県が統一的な意識と信頼関係を構築していくことが重要である。今回導入を提言した運営評価制度の早急な導入が望まれるが、同制度等を活用しながら、法人・県の強固なパートナーシップを確立し、不断の改革・改善に取り組んでいくことを期待する。

6 結びに

本専門部会は、令和3年度から4年度にわたり、特定指導法人の見直しの取組や今後の県関与のあり方について検証・検討を行ってきた。

部会では、まず、過去の見直しの検証のため、各法人・県所管部局の取組や現在の課題等についてのヒアリングを行った。土木、文化、産業、保健福祉等々、各特定指導法人は多岐にわたる分野で活動し、直接・間接的に県民の生活に深く関わっていることを改めて実感したところである。本報告書の「4 これまでの見直しの取組と評価等」において従来の取組の評価及び今後の課題を提示しているので、以後の取組の参考とされたい。

また、特定指導法人全体の改革・改善の方向性として、「5 法人・県双方への改革・改善に向けた提言」において運営評価制度の導入について提言した。法人が自ら抱える課題を分析の上、その解決のための目標を設定し、自発的・自律的に取り組んでいくことが、目指すべき県民サービスの着実な向上につながる、というのが今回の見直しの考え方である。一方、県所管部局には、それぞれの法人との関連性に基づき、適切な支援を行うことが求められ、今後はさらに両者のパートナーシップを強化し、改革・改善に努められたい。

特定指導法人は従来から県所管部局と緊密に連携し、施策目標達成のために重要な役割を果たしてきた。しかし、社会の変化と共に、目標を達成するための事業やその手法等も変化することから、特定指導法人のあり方については定期的に検証を行う必要がある。その意味で、今回本報告書により提言した運営評価制度の早急な導入が望まれるところであり、県には、実効的な制度の構築とともに、運用においても随時内容の見直しを行い、制度が形骸化することのないよう取り組んでもらいたい。運営評価制度が効果的に運用されることで、特定指導法人が県民の利益により貢献できる存在となることを期待する。

特定指導法人の概要（業務概要・出資の状況）

	法人名	法人番号	所管部	所管課	業務概要	県の出資・出えん割合等		
						県出資額	出資金総額	割合
1	栃木県土地開発公社	6060005000637	総合政策部	地域振興課	公共用地等の取得、管理、処分、産業団地等の造成、分譲 等	20,000	20,000	100.0
2	栃木県道路公社	2060005002694	県土整備部	交通政策課	有料道路の建設及び管理	4,409,000	4,409,000	100.0
3	栃木県住宅供給公社	4060005000639	県土整備部	住宅課	住宅・宅地分譲、公的賃貸住宅管理業務 等	2,000	2,000	100.0
4	(公財) 栃木県育英会	7060005007557	経営管理部	文書学事課	大学・短大・高校生等に対する奨学金の貸与及び東京学生寮の運営		2,000	
5	(公財) 栃木県消防協会	5060005001017	県民生活部	消防防災課	防火・防災思想の普及啓発、消防防災活動の強化、消防団等の活性化 等		5,216	
6	(公財) とちぎ男女共同参画財団	5060005007625	県民生活部	人権・青少年男女参画課	男女共同参画に関する事業の実施、とちぎ男女共同参画センターの管理運営	38,000	38,000	100.0
7	(公財) とちぎ未来づくり財団	7060005001072	県民生活部	県民文化課	子ども及び青少年の健全育成、文化の振興、埋蔵文化財の保護及び調査研究 等	100,000	100,000	100.0
8	(公財) 栃木県国際交流協会	5060005007419	産業労働観光部	国際課	在県外国人を対象とした相談事業や情報提供、諸外国との相互理解や友好交流を深める事業の実施	121,500	298,000	40.8
9	(公財) 栃木県環境保全公社	4060005001001	環境森林部	資源循環推進課	廃棄物の処理に関する調査研究及び普及啓発事業の実施 等	22,480	30,000	74.9
10	(福) とちぎ健康福祉協会	2060005000772	保健福祉部	保健福祉課	社会福祉施設の運営、その他各種社会福祉事業の実施 等	30,920	5,616,248	0.6
11	(福) 栃木県社会福祉協議会	1060005000773	保健福祉部	保健福祉課	民間社会福祉団体の連絡調整、生活福祉資金の貸付、権利擁護センターの運営 等		21,340	
12	(公財) 栃木県保健衛生事業団	9060005001038	保健福祉部	健康増進課	県民の健康の保持増進を図るための健診、検査及び健康支援に関する事業 等		50,000	
13	(公財) 栃木県臓器移植推進協会	8060005007614	保健福祉部	健康増進課	臓器移植に係る普及啓発 等	182,809	313,575	58.3
14	(公財) 栃木県産業振興センター	2060005007586	産業労働観光部	産業政策課	地域企業の経営基盤の強化や技術高度化、創造的な事業活動の支援	5,000	15,000	33.3
15	(株) とちぎ産業交流センター	9060001002956	産業労働観光部	産業政策課	交流センターの運営、貸室	800,000	2,731,000	29.3
16	(公財) 大谷地域整備公社	3060005007585	産業労働観光部	工業振興課	大谷石採取場跡地の安全対策の総合的な推進	30,000	50,000	60.0
17	(公社) 栃木県観光物産協会	6060005007574	産業労働観光部	観光交流課	県内の観光事業の振興、県産品の普及・販路拡大	150,000	382,310	39.2
18	(公財) 栃木県農業振興公社	5060005007583	農政部	農政課	農地集積推進事業、畜産・農用地等基盤整備事業、新規就農者育成確保事業、農業農村活力支援事業 等	5,000	9,900	50.5
19	(一社) とちぎ農産物マーケティング協会	8060005007589	農政部	経済流通課	県産農産物の生産振興、流通及び消費対策事業の総合的な実施	30,000	85,600	35.0
20	(公社) 栃木県畜産協会	7060005001139	農政部	畜産振興課	畜産経営の改善及び発展の支援 等	93,500	230,600	40.5
21	(公社) とちぎ環境・みどり推進機構	2060005007628	環境森林部	環境森林政策課	緑化に係る普及啓発、緑の募金の推進 等	72,000	488,399	14.7
22	(株) 日光自然博物館	4060001008628	環境森林部	自然環境課	県立日光自然博物館の管理運営 等	120,000	300,000	40.0
23	(公財) とちぎ建設技術センター	8060005007597	県土整備部	技術管理課	公共土木・建設事業等の補完業務、下水道浄化センターの維持管理業務	20,000	55,000	36.4
24	(公財) 栃木県民公園福祉協会	9060005007605	県土整備部	都市整備課	栃木県総合運動公園、井頭公園等の6県営都市公園の管理・運営及び都市緑化の推進	3,000	3,000	100.0
25	(公財) 栃木県スポーツ協会	8060005007630	教育委員会	スポーツ振興課	栃木県のスポーツ振興	4,000	10,000	40.0
26	(公財) 日光杉並木保護財団	5060005001074	教育委員会	文化財課	日光杉並木の保護	30,000	50,000	60.0
27	(公財) 栃木県暴力追放県民センター	6060005007351	警察本部	組織犯罪対策第一課	暴力団員による不当要求行為の防止及び被害者の救済 等	473,139	589,139	80.3
28	(一財) 栃木県交通安全協会	5060005001009	警察本部	交通企画課	交通道德の向上と交通事故防止に努め、交通の安全と円滑化に寄与する事業の実施 等		340,000	
特定指導法人 計 (28法人)						6,762,348	16,245,327	41.6

※出資・出えん割合等については、令和4(2022)年4月1日現在

特定指導法人の概要（役職員の状況）

(2022)年4月1日現在、常勤者数

法人名	役員				職員				総計
	法人職員	OB職員	派遣職員	計	法人職員	OB職員	派遣職員	計	
1 栃木県土地開発公社(注1)		2		2	16	3	1	20	22
2 栃木県道路公社(注1)		1		1	7	4	2	13	14
3 栃木県住宅供給公社(注1)		1		1	9	2	1	12	13
4 (公財) 栃木県育英会		1		1	3			3	4
5 (公財) 栃木県消防協会		1		1	3			3	4
6 (公財) とちぎ男女共同参画財団		1		1	2	2	1	5	6
7 (公財) とちぎ未来づくり財団	1	1		2	77	11	21	109	111
8 (公財) 栃木県国際交流協会		1		1	6	1	1	8	9
9 (公財) 栃木県環境保全公社		1		1	1	1		2	3
10 (福) とちぎ健康福祉協会	3	3		6	202	5		207	213
11 (福) 栃木県社会福祉協議会		1		1	70	2	2	74	75
12 (公財) 栃木県保健衛生事業団	2	2		4	168	1		169	173
13 (公財) 栃木県臓器移植推進協会					1	1		2	2
14 (公財) 栃木県産業振興センター(注2)		2		2	15	2	3	20	22
15 (株) とちぎ産業交流センター(注2)					1			1	1
16 (公財) 大谷地域整備公社					1	2		3	3
17 (公社) 栃木県観光物産協会		1		1	6	1	2	9	10
18 (公財) 栃木県農業振興公社		3		3	68	4	3	75	78
19 (一社) とちぎ農産物マーケティング協会	1	1		2	7	1	1	9	11
20 (公社) 栃木県畜産協会		1		1	9	1		10	11
21 (公社) とちぎ環境・みどり推進機構		2		2	5	4		9	11
22 (株) 日光自然博物館		1		1	28	1		29	30
23 (公財) とちぎ建設技術センター		3	1	4	66	22	7	95	99
24 (公財) 栃木県民公園福祉協会		2		2	52	7		59	61
25 (公財) 栃木県スポーツ協会		2		2	47	6	4	57	59
26 (公財) 日光杉並木保護財団									
27 (公財) 栃木県暴力追放県民センター		1		1	1	1	1	3	4
28 (一財) 栃木県交通安全協会		2		2	116	75		191	193
特定指導法人 計 (28法人)	7	37	1	45	987	160	50	1,197	1,242

※役職員の内、法人職員については、プロパー職員及びその他団体派遣職員。OB職員及び派遣職員は、県関係職員。

(注1) 栃木県土地開発公社、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社の理事長及び専務理事は兼務しているため、便宜上、栃木県土地開発公社のみに計上している。

(注2) ㈱とちぎ産業交流センターの役員（OB職員2名）は、（公財）栃木県産業振興センターの常勤役職員を兼務しているため、便宜上、（公財）栃木県産業振興センターのみに計上している。

特定指導法人の概要（財政支出）

（各年度決算、単位：千円）

法人名	令和元(2019)年度			令和2(2020)年度			令和3(2021)年度		
	県補助金等	県委託料	計	県補助金等	県委託料	計	県補助金等	県委託料	計
1 栃木県土地開発公社	3,462	35,615	39,077	3,693	32,568	36,261	3,708	41,961	45,669
2 栃木県道路公社	2,510	176,731	179,241	121,050	168,535	289,585	161,215	159,055	320,270
3 栃木県住宅供給公社	2,099	333,997	336,096	2,183	324,598	326,781	2,220	375,538	377,758
4 (公財) 栃木県育英会	28,489		28,489	28,212		28,212	26,783		26,783
5 (公財) 栃木県消防協会	9,390	1,634	11,024	10,528	1,493	12,021	9,390	1,023	10,413
6 (公財) とちぎ男女共同参画財団	19,365	128,652	148,017	18,162	128,638	146,800	16,743	131,103	147,846
7 (公財) とちぎ未来づくり財団	73,748	1,354,981	1,428,729	66,422	1,287,348	1,353,770	67,255	1,369,365	1,436,620
8 (公財) 栃木県国際交流協会	74,781	39,050	113,831	62,561	42,636	105,197	57,811	43,775	101,586
9 (公財) 栃木県環境保全公社	77,856	1,203	79,059	100,063	1,054	101,117	19,552	1,118	20,670
10 (福) とちぎ健康福祉協会	2,110	570,913	573,023	361,489	552,174	913,663	2,439	536,204	538,643
11 (福) 栃木県社会福祉協議会	303,445	319,008	622,453	630,276	326,683	956,959	583,414	329,826	913,240
12 (公財) 栃木県保健衛生事業団		42,440	42,440		40,107	40,107		38,825	38,825
13 (公財) 栃木県臓器移植推進協会		12,324	12,324		11,275	11,275		11,228	11,228
14 (公財) 栃木県産業振興センター	170,379	102,688	273,067	190,303	129,742	320,045	185,719	112,390	298,109
15 (株) とちぎ産業交流センター									
16 (公財) 大谷地域整備公社	57,430		57,430	56,006		56,006	52,013		52,013
17 (公社) 栃木県観光物産協会	48,591	28,069	76,660	45,928	33,634	79,562	124,088	69,640	193,728
18 (公財) 栃木県農業振興公社	196,586	470,426	667,012	196,397	456,308	652,705	186,607	474,834	661,441
19 (一社) とちぎ農産物マーケティング協会	23,406	36,231	59,637	34,307	25,442	59,749	19,821	23,288	43,109
20 (公社) 栃木県畜産協会	48,917	1,204	50,121	79,462	1,928	81,390	7,167	3,152	10,319
21 (公社) とちぎ環境・みどり推進機構	23,930	22,901	46,831	25,017	21,876	46,893	26,345	22,897	49,242
22 (株) 日光自然博物館		113,584	113,584		122,158	122,158		120,215	120,215
23 (公財) とちぎ建設技術センター		1,500,336	1,500,336		1,390,061	1,390,061		1,443,821	1,443,821
24 (公財) 栃木県民公園福祉協会		596,368	596,368	32,416	604,140	636,556	104,090	657,345	761,435
25 (公財) 栃木県スポーツ協会	421,592	145,382	566,974	180,001	789,903	969,904	468,982	633,249	1,102,231
26 (公財) 日光杉並木保護財団	3,578	142	3,720	4,179	251	4,430	4,733	260	4,993
27 (公財) 栃木県暴力追放県民センター	14,256	1,688	15,944	14,256	1,688	15,944	13,256	1,688	14,944
28 (一財) 栃木県交通安全協会		628,488	628,488		657,937	657,937		654,243	654,243
特定指導法人 計 (28法人)	1,605,920	6,664,055	8,269,975	2,262,911	7,152,177	9,415,088	2,143,351	7,256,043	9,399,394

(注1) 単位未満の端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

(注2) (福) 栃木県社会福祉協議会の「県補助金等」には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付に係る補助金は含まれていない。

(目的)

第 1 条 県が出資又は出えんし、職員派遣等を行っている法人のうち、県の関与が深く、特に重点的に指導を行う必要があるとして指定された特定指導法人については、平成 22 年 12 月に策定した「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」に基づき、経営の適正化や業務の活性化に向けた取組を進めてきたところであるが、同方針の策定から 10 年あまり経過した現在、社会経済情勢の変化による県民ニーズの多様化、デジタル技術の急速な発展など、特定指導法人等を取り巻く環境は大きく変化している。

特定指導法人がこれら時代の変化に柔軟に対応しながら、役割を最大限発揮し、効率的で質の良いサービスを提供していくことができるよう、改めて専門的な視点から各法人の取り組むべき課題や県関与のあり方について検討を行うため、栃木県行政改革推進要綱第 6 条に基づき、特定指導法人等専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 「特定指導法人の見直し基本方針（改定）」の見直しに関すること。
- (2) 特定指導法人のその他の検討事項に関すること。

(組織)

第 3 条 部会は、部会長及び委員をもって構成する。

(会議)

第 4 条 部会は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 5 条 部会の事務は、経営管理部行政改革 ICT 推進課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

専門部会開催状況

	会 議 名	内 容
令和 3 年度	9 月 16 日（木） 10：00～11：30	第 1 回専門部会 特定指導法人の基本方針（改定）への対応状況 ヒアリング対象法人の選定について
	11 月 5 日（金） 9：30～12：00	第 2 回専門部会 特定指導法人ヒアリング①
	11 月 25 日（木） 13：30～16：45	第 3 回専門部会 特定指導法人ヒアリング②
	12 月 23 日（木） 9：00～12：10	第 4 回専門部会 特定指導法人ヒアリング③
	1 月 13 日（木） 13：00～17：00	第 5 回専門部会 特定指導法人ヒアリング④
令和 4 年度	5 月 27 日（金） 15：30～17：00	第 1 回専門部会 特定指導法人の見直し方針に対する取組状況の評価等 （案）について 特定指導法人の見直し基本方針（改定）の見直しに向けて
	7 月 14 日（木） 14：00～15：30	第 2 回専門部会 専門部会報告書（骨子案）について
	10 月 28 日（金） 10：00～11：30	第 3 回専門部会 専門部会報告書（案）について

栃木県行政改革推進委員会「特定指導法人等専門部会」委員名簿

氏名	役職名等	備考
あん どう まさ とも 安藤 正知	(特非)宇都宮まちづくり市民工房理事長	
うえ まつ り え 植松 里恵	公募委員	
おか もと あつ のり 岡本 篤典	岡本篤典公認会計士事務所所長	
か どう しょういち 加藤 正一	栃木県議会議員	
こ だま ひろ あき 児玉 博昭	白鷗大学法学部教授	
た べい のぶ よし 田部井 信芳	宇都宮共和大学シティライフ学部学部長・教授	部会長
わた なべ さち こ 渡辺 幸子	栃木県議会委員	

(五十音順、敬称略)

1 趣 旨

県が出資又は出えんして設立し、あるいは各種支援を行っている法人等(以下「出資法人等」という。)については、これまで県政運営の重要な一翼を担い、公益的・公共的な活動を展開し、県の役割を補完し公的サービスを提供するなど、県民福祉の向上等のため大きな役割を果たしてきたところである。

県では、これら出資法人等に対し、平成15年1月に「栃木県外郭団体等指導指針」を策定し、経営の合理化等の指導に関する基本的な考え方を示し、これまで、派遣職員の引き揚げや経営指導など、効率的かつ自立的な経営に向けての指導を行ってきたところである。

他方、現在の出資法人等を取り巻く環境を見ると、超低金利水準の継続に伴う財産運用収入の減少といった経済的環境の悪化、本格的な地方分権型社会を迎え、県、市町村や民間等との役割分担の適正化、指定管理者制度を始めとする公的サービスへの民間等の参入などに伴い、設立趣旨や存在意義が希薄化している出資法人等のあり方の見直しが喫緊の課題となるなど、時代の要請に合わせた、更なる対応が強く求められている。

このため、統廃合を含めた出資法人等のあり方、人的・財政的支援などの県の関与のあり方等を根本的に見直し、より一層の効率的な経営を促すために必要な指導事項について、この指針において規定するものである。

2 出資法人等の定義

(1) この指針において「出資法人等」とは、県政と密接な関係を有する法人であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 栃木県土地開発公社、栃木県道路公社及び栃木県住宅供給公社
- ② 県が資本金・基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(主たる事務所又は本店等の所在地が県外のものを除く。)
- ③ 前2号に掲げるもののほか、知事がこの指針に基づく指導の対象とする必要があると認めた法人

(2) 知事は、出資法人等のうち、特に重点的に指導を行う必要があると認めた法人を、「特定指導法人」として毎年度指定する。

3 所管部長の責務

(1) 出資法人等を所管する部局の長(以下「所管部長」という。)は、所管する出資法人等の経営の適正化及び活性化の一層の推進に資するため、経営状況を把握するとともに、出資法人等に対する県の関与の割合に応じて必要かつ適切な指導等を行う。

(2) 所管部長は、前記(1)の指導を行うに当たっては、関係法令や規則等に基づくものとする。なお、知事の所管に属する公益法人に対する指導(以下「公益法人指導」という。)に係る関係規則等の対象外とされている出資法人等についても、経営状況の公表等、必要に応じて公益法人指導に準じた指導を行うものとする。

(3) 所管部長は、出資法人等の経営状況を経営管理部長に報告するものとする。

4 特定指導法人の指導

所管部長は、特定指導法人の指導に当たり、県と民間等との役割分担を明確にするとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

(1) 法人経営の一層の適正化

県民ニーズに的確に対応した事業の合理的かつ効果的な執行や定期的な見直しのほか、役職員の一層の資質向上と活性化に努めるとともに、情報公開の推進に努めること。
また、法人経営の検討においては、上記の見直しに併せて、事業に見合う適正規模の組織体制とするとともに、役職員数や給与水準等についても、適正化を図ること。

(2) 法人のあり方の見直し

- ① 次に掲げる場合にあっては、廃止又は縮小を検討すること。
 - ア 設立の目的が達成された場合又は達成が予測されるようになった場合
 - イ 実績が低下するなど事業の必要性が少なくなった場合
 - ウ 事業の内容が県や他の団体又は民間企業と競合するようになった場合又は競合が予測されるようになった場合
 - エ 経営状況からみて、中長期的にも累積欠損の解消が困難と判断される場合
- ② 統合により組織体制の簡素化や事業の合理化等が期待できる場合、その他前記①に該当するが廃止又は縮小までには至らない場合には、統合を検討すること。
- ③ 前記②に該当するが、法的制約等によりただちに統合までに至らない場合については、事務局の一元化等、部分的な統合を検討すること。
- ④ 当該法人のあり方の見直し検討結果に基づき、対応方針を策定し、別に定める方法により公表すること。

(3) 県職員の派遣等

県職員の当該法人への派遣等は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」の趣旨に沿って、真に必要な場合に限り実施すること。

また、自立した経営を目指すため、派遣職員等の計画的な引き上げを行うこと。

(4) 県の財政支援

補助金、委託料、貸付金並びに負担金等の財政支援については、その支援の趣旨に従い適正に執行すること。なお、設立後一定期間を経過したものは、その必要性、効果、コストの妥当性等を検証した上で、県の財政支援を行うこと。

(5) 経営点検評価の実施

- ① 経営状況の把握は、経営点検評価を毎年実施することにより行い、その結果を公表するものとする。
- ② 経営点検評価の実施方法は別に定める。

5 特定指導法人以外の出資法人等の指導等

所管部長は、特定指導法人以外の出資法人等の指導等を行う際は、出資法人等の県の関与の度合等を勘案し、必要に応じ、上記4に準じた指導又は助言を行うものとする。

6 総合調整機能

(1) 次の各号のいずれかに該当する出資法人等のあり方の検討は、所管部長とともに、経営管理部長が行うものとする。

- ① 特定指導法人に指定された法人
- ② 業務等の内容が複数の部局にまたがる法人

(2) 出資法人等の指導にあたって、次の各号のいずれかに該当する指導項目については、所管部長は経営管理部長に協議するものとする。

- ① 給与水準や人員配置などの組織運営体制の指導
- ② 県職員派遣等の人的支援に関する指導
- ③ 運営補助、委託事業等の財政支援に関する指導

(3) 経営管理部長は、出資法人等の指導に関し、必要に応じて所管部長に報告を求めることができる。

7 適切な進行管理

(1) 実行計画の策定

所管部長は、本指針に基づき、出資法人等の指導を行う際には、「栃木県行財政改革大綱」の取組スケジュールと整合性をはかるものとし、出資法人等の指導を行うための、実行計画を策定するものとする。

(2) 所管部長及び経営管理部長は、4(2)④の対応方針を策定する際には、「栃木県行財政改革推進委員会」の意見を聴取するものとする。

8 その他

この指針に定めるもののほか、出資法人等の指導及び調整に関し必要な事項は、経営管理部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この指針は、平成18年4月11日から適用する。
栃木県外郭団体等指導指針は廃止する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から適用する。

資料4

特定指導法人の見直し基本方針（改定）

目 次

1	見直しの背景及び経緯	1
2	見直し対象法人	1
3	基本方針の位置づけと推進期間	2
4	見直しの基本的考え方	2
5	全体的事項における見直しの内容及び実施スケジュール	3
6	個別法人における見直しの内容及び実施スケジュール	9
	【参考資料】 特定指導法人概要一覧	42
	1 業務概要・出資の状況	
	2 役職員の状況	
	3 財政支出の状況	
	4 情報公開の状況	

平成22年12月

栃木県

1 見直しの背景及び経緯

県が出資や出えんを行っている県出資法人等については、県行政を補充・代替する法人、または民間と県との協働を行う法人として県行政の一翼を担っており、県民ニーズの多様化など時代の変化に適切に対応するために、これまでも必要な見直しを適宜行ってきたところである。

しかしながら、公共サービスの担い手の成熟による指定管理者制度の創設や公益法人制度改革などの今日的課題に対応する必要があるほか、従来の役割を検証し設立趣旨に立ち返った更なる見直しを行い、効率的な経営を目指すとともに県民サービスを向上させることが一層求められている。

このため、県では、外部有識者で構成される行政改革推進委員会の「出資法人等専門部会」から提出された報告書（「特定指導法人のあり方等について」）を受け、県として必要な見直しを行うための基本的な方針である「特定指導法人の見直し基本方針」を平成 20 年 3 月に策定し、この基本方針に沿って、具体的に法人の見直しを進めてきたところである。

こうした中、次期行財政改革大綱期間中も引き続き法人の見直しに取り組む必要があることから、これまでの見直しの進捗や見直しの際に生じた課題等を踏まえるとともに、平成 21 年 12 月に県議会から申し入れがなされた「県議会県出資法人あり方検討会報告書」への対応を反映させ「特定指導法人の見直し基本方針」を改定するものである。

2 見直し対象法人

見直し対象法人については、平成 18 年 4 月に県が策定した「栃木県出資法人等指導指針」に規定する県の出資法人等のうち、県の関与が深く、特に重点的に指導を行う必要があるとして指定された特定指導法人（平成 22 年 12 月現在 31 法人）を対象とする。

〔栃木県出資法人等指導指針における特定指導法人指定の考え方〕

県政と密接な関係を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当するもの

- ① 栃木県土地開発公社、栃木県道路公社及び栃木県住宅供給公社
 - ② 県が資本金・基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資しているものであって、営利を目的とするものを除く。
 - ③ 前 2 号に掲げるもののほか、指導の対象とする必要があると認めたもの
- なお、③の基準は以下のとおりである。
- ・ 県が現職職員を 1 人以上派遣等しているもの
 - ・ 県が総事業費の 25% 以上かつ 1 千万円以上の財政支援を行っているもの

3 基本方針の位置づけと推進期間

改定した見直し基本方針は、次期行財政改革大綱期間（平成 23～27 年度）における法人の見直しに取り組むための基本的な方針とする。

そのため、改定基本方針の推進期間を、平成 22 年度から次期行財政改革大綱の終期である平成 27 年度までとし、特に平成 25 年度までの前半部分の取り組みについては、公益法人制度改革等を考慮し、スケジュールを具体的に記載する。

なお、平成 26 年度以降の取り組みについては、それまでの進捗状況を踏まえ、見直しを含め検討する。

4 見直しの基本的考え方

(1) 全体的事項（総論）における見直しの考え方

県は、出資法人等指導指針に基づき、特定指導法人の指導を行っているところであるが、県民益の増大に資するため、法人と県のパートナーシップの確立に努め、出資法人等の経営の適正化及び活性化を一層推進していく。

また、県民への説明責任の観点から経営状況等を把握し、情報公開を一層進め、透明性を確保するとともに、現下の厳しい県財政状況に鑑み、県の職員派遣や財政支援を絶えず見直すなど、必要かつ適切な指導等を行っていく。

(2) 個別法人のあり方等における見直しの考え方

個別法人のあり方見直しに当たっては、以下の観点から見直しを進める。

- ① 法人に期待される役割に沿った見直し
- ② 県民ニーズの多様化を踏まえた公共サービスの担い手としての見直し
- ③ 効果的・効率的な事業推進による経営の効率化のための見直し
- ④ 事業効果や組織体制の強化のための他法人との統合、設立趣旨の達成状況などの観点からの法人の廃止や事業の中止

※統合についての基本的な考え方

- ・ 統合（業務の統廃合を含む。）を行うことによって、互いの業務に相乗効果が十分期待できるもの
- ・ 組織体制が小規模ないし不十分なもので、統合を行うことにより、組織体制の強化が期待できるもの

※法人の廃止や事業の中止についての基本的な考え方

- ・ 設立の趣旨が達成された場合や達成が予測できる場合、又は設立目的の達成が客観的に困難な状況に置かれている場合

- ・主たる事業の必要性が低下した場合や民間企業等と完全に競合するようになった場合

5 全体的事項としての取組内容及び実施スケジュール

特定指導法人が、自らの経営責任のもと自立的で効率的な経営を行い、もって県民福祉の向上につながるよう、下記の項目を県として実施するとともに、法人に対しても、改革・改善の実効が上がるよう要請していく。

(1) 県統括部門（「全庁的な指導を担う部門」以下同じ。）において実施していく内容

① 指導支援体制の充実

○ 連絡調整会議の実施等（項目 No. 1）

特定指導法人に対する指導支援については、統一かつ効果的・効率的に実施することが必要であるため、所管部局及び統括部門との全庁的な連絡調整会議等を実施し、情報の共有化に努め、指導支援体制の充実を図る。

○ 県関与の見直し等についての統一の方針の提示（項目 No. 2）

県職員の派遣や財政支援等の見直し及び点検評価の実施等については、基準となる方針を提示し統一的行われるよう努める。

② 栃木県版「人材バンク」の活用（項目 No. 3）

退職後の県職員の能力の活用という観点に立ち、再就職の斡旋の透明化を確保するため設置した「人材バンク」を活用する。

③ 外部有識者等の活用（項目 No. 4）

経営改善計画の審査に当たり、外部の有識者等（第三者機関）による審査助言を行っていく。

④ 出資法人等データベースの作成及び公表の実施（項目 No. 5）

法人による自らの情報公開と共に、県においても、法人データベースを作成し、県ホームページに掲載し、各法人の状況を以下の内容でわかりやすく公表していく。

- ・事業内容や財務状況の公開
- ・県の財政的・人的支援の公開
- ・県職員OBの給与基準等の公開

⑤ バックオフィス部門の効率化に関する検討（項目 No. 6）

バックオフィス部門等の事務を削減ないし集中化することにより、経営資源を直接サービスに振り向けていくことができるよう、法人間の人事交流等の制度導入や管理に関する事務の共通処理などバックオフィス部門の効率化に関する支援を検討していく。

【実施スケジュール】

No.	取組項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
1	連絡調整会議の実施等	● 継続実施				
2	県関与の見直し等についての統一の方針の提示	→				
3	栃木県版「人材バンク」の活用	● 継続実施				
4	外部の有識者等の活用	→				
5	出資法人等データベースの作成及び公表の実施	→	● 公表			
6	バックオフィス部門の効率化に関する検討	→	(随時実施)			

(2) 県所管部局において実施していく内容

① 県関与の見直しの推進

ア 県職員の派遣の見直し（項目 No. 7）

県職員の派遣に関しては、法人の自立化の観点から派遣を必要最小限とし、見直しを実施していく。

なお、実施に当たっては、法人固有職員の育成や責任ある役職への登用、法人の組織体制の見直しや業務の見直しの取組などと合わせて計画的に進めていくこととする。

イ 委託料・補助金・交付金等の見直し

○ 財政支援の見直し（項目 No. 8）

補助金等、法人への財政支援的性格を持つ支出については、その支援の趣旨に従い、必要性、効果、コストの妥当性について検証を行い、適正化を図る。

○ 随意契約の見直しと契約理由の公表（項目 No. 9）

随意契約については、真にやむを得ないものだけとし、契約理由を明らかにしていく。また、随意契約の解消に向けて総合評価・企画競争落札方式等の拡大についても検討していく。

② 定期的な点検評価の実施

法人の実情を適切に把握するため、以下の内容で定期的な点検評価を実施していく。

○ 経営点検評価チェックシートによる評価の実施と実施状況公表（項目 No. 10）

○ 定期的な立ち入り検査の実施と実施状況公表（項目 No. 11）

○ 給与水準の点検、見直しの実施（項目 No. 12）

③ 委託事業等に対する事業評価の実施と関連事業情報の収集

○ 委託事業等に対する事業評価の実施（項目 No. 13）

委託事業、補助事業における事業目的に沿った形での事業評価について、指定管理者制度におけるモニタリングも含め実施していく。

○ 関連事業情報の収集（項目 No. 14）

各法人で行われる事業が効果的、効率的に実施できるよう、他の法人の関連事業について情報収集に努めていく。

【実施スケジュール】

No.	取組項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
7	県職員の派遣の見直し	● 随時実施				
8	財政支援の見直し	● 随時実施				
9	随意契約の見直し	● 随時実施				
	契約理由の公表	→ 検討	● 公表			
10	経営点検評価チェックシートによる評価の実施	→ 検討・試行	● 実施			
	実施状況公表		● 公表			
11	定期的な立ち入り検査の実施	● 継続実施				
	実施状況公表		● 公表			
12	給与水準の点検、見直しの実施	● 随時実施				
13	委託事業等に対する事業評価の実施	● 随時実施				
14	関連事業情報の収集	● 随時実施				

(3) 特定指導法人に対する要請事項

① 経営戦略の確立

ア 中・長期経営方針の策定（項目 No. 15）

法人の事業活動に対する経営戦略を県民に明確に示し、全職員が一丸となって改革・改善に取り組むための中・長期経営方針の策定を促す。

イ 県職員 OB の役員就任時における経営方針の説明の実施（項目 No. 16）

県職員 OB が役員に就任した際は、法人経営の方針を対外的に明らかにするなど、経営方針の説明を行うこととする。

② 経営点検評価（自己評価）制度の導入検討

ア 経営点検評価チェックシートによる自己評価の実施（項目 No. 17）

統一チェックシートによる経営点検評価を実施するための手法について検討し、実施を要請する。

イ 経営改善計画の策定（赤字法人）（項目 No. 18）

累積債務が存在する法人や、単年度の特例的な経営要因以外での、収支が均衡しない法人については、経営改善計画を策定することを要請する。

ウ 公認会計士等による監査（一定規模以上法人）（項目 No. 19）

資産額が 100 億円以上若しくは負債額が 50 億円以上または収支決算額が 10 億円以上の公益法人については、公認会計士等による監査を要請する。

③ 業務改善マネジメント体制の確立

業務の見直し、改善、コスト削減等に関し、職員自らが改革できるようなマネジメント体制の確立に合わせ、モチベーションを高める環境づくりを行うため、下記事項について要請する。

- 意欲と能力に応じた職員処遇の徹底（項目 No. 20）
- 法人固有職員の権限ある役職への登用（項目 No. 21）
- 職員提案制度の導入（項目 No. 22）

④ 情報公開の徹底

県民への説明責任の観点から、下記事項について情報公開の徹底を求める。

- 業務財務等資料の法人ホームページ上の公開（項目 No. 23）
- 役職員数及び役職員の給与関係情報の公開（項目 No. 24）
- 借入金等に関する内容の公開（項目 No. 25）

【実施スケジュール】

No.	取組項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
15	中・長期経営方針の策定				→	
		実施要請				
16	県職員 OB の役員就任時における経営方針の説明の実施				→	
		実施要請				
17	経営点検評価チェックシートによる自己評価の実施	→	●実施			
		検討・試行				
18	経営改善計画の策定（赤字法人）				→	
		実施要請				
19	公認会計士等による監査（一定規模以上）				→	
		実施要請				
20	意欲と能力に応じた職員処遇の徹底				→	
		実施要請				
21	法人固有職員の権限ある役職への登用				→	
		実施要請				
22	職員提案制度の導入				→	
		実施要請				
23	業務財務等資料の法人ホームページ上の公開	●	継続実施			
24	役職員数及び役職員の給与関係情報の公開	●	継続実施			
25	借入金等に関する内容の公開	●	継続実施			

6 個別法人における見直しの内容及び実施スケジュール

(1) 見直し方針一覧

特定指導法人		見直し基本方針（改定）	
		見直し方針	見直し項目
1	栃木県土地開発公社	管理業務統合、産業団地造成機能一元化検討	1 地方3公社管理業務の統合 2 産業団地造成機能の一元化検討 3 組織、人員のスリム化
2	栃木県道路公社	管理業務統合等	1 長期債務縮減、経営体質改善 2 受託業務等の民間開放 3 地方3公社管理業務の統合
3	栃木県住宅供給公社	管理業務統合等	1 分譲事業の縮小 2 公社組織の縮小 3 地方3公社管理業務の統合
4	(財)栃木県育英会	事業の充実・強化等	1 事業の継続発展 2 東京学生寮の修繕等
5	(財)栃木県消防協会	経営の効率化等	1 経営の効率化、財源確保 2 新規団員獲得 3 指定管理業務の検討
6	(財)とちぎ生涯学習文化財団	統合、組織体制の見直し等	1 とちぎ県民カレッジ事業との連携 2 埋蔵文化財センターの管理運営方針の見直し 3 風土記の丘資料館の管理検討 4 とちぎ青少年こども財団との再編、県派遣職員縮減
7	(財)とちぎ男女共同参画財団	組織体制の見直し等	1 県職員依存の組織体制見直し、機能整理 2 施設管理方法検討 3 財源確保
8	(財)とちぎ青少年こども財団	統合、事業の充実・強化等	1 とちぎ生涯学習文化財団との再編 2 青少年健全育成事業の充実・強化等 3 指定管理業務の見直し
9	(財)栃木県国際交流協会	事業の充実・強化等	1 県業務との機能分担の明確化 2 外国人支援体制の強化 3 自主財源の確保等
10	(財)栃木県環境保全公社	業務検証等	1 馬頭処分場完成後の業務検証、組織のあり方検討 2 公社事業の実施
11	(福)とちぎ健康福祉協会	県関与の縮小等	1 自立運営、県関与縮小 2 高齢者相談事業の見直し 3 「わかくさ」の役割の明確化等 4 県派遣職員縮減
12	(福)栃木県社会福祉協議会	事業の見直し等	1 業務や機能の精選化 2 貸付事業への評価制度導入
13	(財)栃木県保健衛生事業団	県関与の縮小等	1 県関与の縮小、自立運営 2 臓器移植推進協会との統合等の検討
14	(財)栃木県臓器移植推進協会	統合を含めた運営形態の検討等	1 保健衛生事業団への統合等の検討
15	(財)栃木県産業振興センター	統合等	1 自主財源の確保 2 県職員派遣の縮減 3 利用者意見の反映 4 とちぎ産業交流センターの統合

特定指導法人	見直し基本方針（改定）	
	見直し方針	見直し項目
16 (株)とちぎ産業交流センター	統合等	1 産学官交流事業の展開 2 貸事務室の利用促進・経営改善 3 栃木県産業振興センターへの統合
17 (財)大谷地域整備公社	抜本対策の検討	1 抜本対策の検討 2 ランニングコストの縮減
18 (社)栃木県観光物産協会	統合等	1 とちぎ農産物マーケティング協会との統合 2 ブランド戦略の体制整備 3 農業部門との連携 4 市町観光部門との連携
19 (財)栃木県農業振興公社	経営の効率化等	1 食と農の理解促進 2 経営安定化 3 なかがわ水遊園と水産試験場の一体管理検討 4 事業の精査
20 (社)とちぎ農産物マーケティング協会	事業、組織体制の見直し	1 協会機能のあり方検討 2 協会組織のあり方検討
21 (社)栃木県畜産協会	経営の効率化等	1 自主財源の確保・コスト削減 2 農業振興公社畜産関係事業の移管検討 3 経営支援機能面の統合検討
22 (社)栃木県治山林道協会	事業の見直し、他法人との再編	1 委託業務の見直し 2 緑化推進委員会、森林整備公社との再編
23 (社)栃木県緑化推進委員会	他法人との再編等	1 緑化推進組織の充実 2 緑の基金造成中止 3 治山林道協会、森林整備公社との再編
24 (財)栃木県森林整備公社	事業の見直し、他法人との再編	1 分収林事業の一元化、早期契約解除 2 公社の債務の処理、廃止 3 分収林事業以外の移管、緑化推進委員会、治山林道協会との再編
25 (株)日光自然博物館	経営の効率化等	1 経営効率化
26 (財)栃木県建設総合技術センター	事業の見直し等	1 センターの役割精査、職員体制の見直し 2 随意契約の見直し 3 下水道管理包括的民間委託の導入 4 治山林道協会測量設計部門の統合
27 (財)栃木県民公園福祉協会	組織の計画的縮小等	1 計画的な職員数の適正化 2 協会所有施設のあり方検討 3 公園管理に特化した対応策等の検討
28 (財)栃木県体育協会	経営の効率化、事業の見直し等	1 職員派遣のあり方検討、スポーツ振興と公益法人業務とのあり方整理、会費制の導入検討 2 今市青少年スポーツセンター等のあり方検討
29 (財)日光杉並木保護財団	事業の見直し等	1 委託の見直し 2 積極的な保護育成 3 イメージアップの事業展開
30 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	経営の効率化等	1 経営の効率化 2 県警との役割分担の明確化
31 (財)栃木県交通安全協会	事業の見直し等	1 県安協と地区安協の位置付けの明確化 2 委託業務等の見直し 3 組織体制の整備 4 自動車教習所業務の見直し

(2) 個別法人の見直し方針及びスケジュール

№. 1	栃木県土地開発公社	所管課	総合政策部地域振興課			
委員会報告書	【実施主体の一元化】 ○ 県には、産業用地の開発、整備実施主体として、当社のほか、企業局（用地造成事業部門）があるが、効率的な組織体制の構築、ノウハウの蓄積・継承の観点から、実施主体を一元化すること。					
議会提言	【統合】 栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社、企業局 ○ 今日における土地開発公社の存立の意義（従来通りの事業規模の確保や事業の性質）を問い直す必要がある。 ○ 業務量の減少に伴う組織、人員のスリム化を具体的に進める。 ○ 産業団地造成については、機能を企業局に統合する。 ○ 用地の先行取得、土地の斡旋、調査等の機能は維持する。（法人格は残す。） ○ 管理業務を、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社と統合する。					
見直し方針	1 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目途に作業を進める。 2 産業団地造成機能の統合については、今後の産業政策のあり方、公営企業のあり方、県財政とも関連することから、関係部局との調整を図り、新規産業団地案件の進捗等を考慮したうえで、県としての方向を決定する。 3 土地開発公社の組織、人員のスリム化については、地方3公社管理業務の統合調整や、県における今後の用地事務のあり方との整合を図り、業務量に見合った体制とする。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 地方3公社管理業務の統合（県・法人） 2 産業団地造成機能の一元化（県） 3 組織、人員のスリム化（県・法人）	調整	統合作業	●統合		
備考						

№. 2	栃木県道路公社	所管課	県土整備部交通政策課			
委員会報告書	【新規道路整備の中止等】 ○ 新たな有料道路の整備は、現時点において実施又は計画中のものを除き行わないこと。 ○ 現在管理している有料道路の料金徴収期限の到来を見据え、計画的に組織体制を縮小すること。 ○ 借入金の縮減に向けて、一層の経営努力を行うこと。					
議会提言	【統合】 栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社 ○ 長期債務の縮減に努めるとともに、財源確保策を講じる等、経営体質の改善を図る。 ○ 料金徴収と管理コストとの比較検討等、管理費用の圧縮に向けた具体的な対応策を講じる必要がある。 ○ 駐車場管理及び受託業務の指定管理者制度の導入や一般競争による民間開放を進める。 ○ 県の見直し基本方針において、新規事業は実施しない方針のため、道路建設を除く他の機能は維持する。（法人格は残す。） ○ 管理業務を、栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社と統合する。					
見直し方針	1 長期債務の縮減及び経営体質の改善等については、平成18年10月に策定した「栃木県道路公社健全経営のための行動計画」（平成19年度～平成23年度）に基づき、積極的なPR活動や地域と一体となった道路情報の提供等による有料道路の更なる利用促進を図ると共に、長期債務の縮減や公社専任職員の退職不補充等によるコスト削減等に努める。 2 受託業務等の民間開放については、一般競争による民間開放等の調整を図り、プロパー職員の退職に併せて段階的に実施する。 3 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目途に作業を進める。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 長期債務縮減、経営体質改善（法人） 2 受託業務等の民間開放（県・法人） 3 地方3公社管理業務の統合（県・法人）	●継続実施				
備考						

No. 3	栃木県住宅供給公社	所管課	県土整備部住宅課			
委員会報告書	<p>【新規分譲の中止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな分譲は、現時点において実施又は計画中のものを除き行わないこと。 ○ 県営住宅の管理については、管理代行制度と指定管理者制度を比較精査した上で、特に問題がなければ、指定管理者制度の導入による民間開放を拡大すること。 ○ 当公社の果たすべき役割の変化を踏まえ、高齢者向け住宅事業など取り組むべき事業を限定し、計画的に組織体制を縮小すること。 					
議会提言	<p>【統合】栃木県土地開発公社、栃木県道路公社</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規分譲を実施しないことから、実質的な廃止とし、管理業務については、栃木県土地開発公社・栃木県道路公社と統合する。 					
見直し方針	<p>1 分譲事業については、既に新規分譲を行わないこととしており、着手済みの団地の早期販売等に努め、段階的に縮小する。</p> <p>2 公社については、県営住宅等管理のセーフティネット機能の確保に配慮した上で、民間開放を順次拡大すること等により、計画的に組織を縮小する。</p> <p>3 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目途に作業を進める。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 分譲事業の縮小（法人）	●継続実施				
	2 公社組織の縮小（県・法人）	検討	(計画的に縮小)			
3 地方3公社管理業務の統合（県・法人）	調整	統合作業	●統合			
備考	○ 新たな分譲事業を実施しないことを平成20年度に決定					

No. 4	(財) 栃木県育英会	所管課	経営管理部文書学事課			
委員会報告書	<p>【組織体制の充実等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の奨学金事業の拡大に伴う組織体制の充実を図ること。その際、人件費等の新たな財政負担を伴わない方を講ずること。 ○ 老朽化した東京学生寮については、早期に今後の対応方針を決定すること。その際、民間資金の導入等も含め、幅広い検討を行うこととし、法人自らによる対応が困難な場合は廃止すること。 					
議会提言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化の進行や今後の経済の見通しからして存在意義は大きく、事業を継続発展させて人材の育成に寄与するべきである。 ○ 東京学生寮は、老朽化した建物だが堅固で使用可能な状態にあり、計画的な修繕等の対応策を早期に検討する必要がある。建て替えにあたっては長期計画を立て、民活や寄付金の増加のための条件整備などを進める。 					
見直し方針	<p>1 事業の継続発展のため、返還金徴収や寄付金の募集の強化を進め、貸付原資を確保する。そのために、寄付金控除や受取利子の非課税等税制上の優遇措置を引き続き受けられるよう、公益認定に向け早急に対応する。また、平成17年に旧日本育英会から移管された高校奨学金事業に係る事務が今後ピークを迎えることから、事務の合理化に努め事務量の圧縮を図る。</p> <p>2 東京学生寮の建て替えの可能性について検討を行い方針を決定する。建て替えを実施する場合には、長期的な計画を策定するとともに応急的な修繕により対応することとし、建て替えを行わない場合にあっては、現学生寮の継続利用を前提とした修繕計画を策定する。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 事業の継続発展（法人）	●継続実施				
	2 東京学生寮の修繕等（県・法人）	検討	●方針決定			
備考						

No. 5		(財) 栃木県消防協会		所管課		県民生活部消防防災課	
委員会報告書	【経営の効率化等】	○ 自主財源の確保、コスト削減などにより一層の経営効率化を図ること。なお、消防団が地域コミュニティに果たしている役割に鑑み、新規団員獲得に向けて一層努力すること。					
	【存続】	○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○ 民間で管理可能な防災館の指定管理者については、この業務からの撤退を検討するとともに、会費制の導入等により、将来的には自立した運営を目指すべきである。					
見直し方針		<p>1 消防協会で行う事業は収益性のあるものではないため、県、市町村等の補助金や負担金に大きく依存している状況ではあるが、(財)日本消防協会の補助事業の活用を図るなど、財源の確保に努力していくとともに、事業の見直しを推進し、コストの削減に努め、経営の効率化を図っていく。</p> <p>更に、広く賛助会員としての会費制の導入や寄附を積極的に働きかける等、財源の確保について随時検討を進め、可能なものから実施していく。</p> <p>2 消防団員確保の方策としては、団員募集の広報の時期、方法等について工夫していく他、確保策の情報共有化を図るため、団員等による意見交換を行っていく。</p> <p>また、消防大会において実施している団員確保に関するアンケート結果を市町にフィードバックし、市町における活動を支援するとともに、女性消防団員のいない市町に対して、女性消防団員の採用を働きかけていく。</p> <p>3 防災館の指定管理業務については、次期指定期間（H24～）の公募時までには検討を行う。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降	
	1 経営の効率化、財源確保（法人）	●継続実施 ●可能なものから実施					
	2 新規団員獲得（法人）	●継続実施					
	3 指定管理業務の検討（県）	検討調整	●公募				
備考							

No. 6		(財)とちぎ生涯学習文化財団		所管課		県民生活部県民文化課	
委員会報告書	【組織体制及び事業の見直し】	○ 埋蔵文化財センターについて、将来的な業務量の減少を踏まえ、計画的に組織体制を縮小すること。 ○ 生涯学習事業については、県、市町との役割分担を明らかにすること。 ○ 県の文化振興施策における、当法人の位置づけ、県との役割分担を明らかにすること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。					
	【統合】(財)とちぎ青少年こども財団とともに再編	○ 生涯学習振興事業（県民カレッジ）は事業を縮小しても中止することなく実施していく必要がある。 ○ 埋蔵文化財センターの業務量（開発に伴う発掘等）の減少などを踏まえて、県立博物館の運営も視野に管理運営方針を見直す。 ○ しもつけ風土記の丘資料館については、なす風土記の丘資料館の管理方法も踏まえて検討する。 ○ 財団は廃止し、生涯学習、文化振興事業と総合文化センターの管理機能にして、その上で、(財)とちぎ青少年こども財団と再編する。					
見直し方針		<p>1 生涯学習振興事業（県民カレッジ）については、財団や市町村等による自主講座の連携を図り、学習機会の提供と学んだ成果を地域社会で生かすことができるよう努める。</p> <p>2 埋蔵文化財センタープロパー職員の処遇等の課題を踏まえ、県立博物館の一部機能と県埋蔵文化財センター機能の統合及び指定管理者制度の導入について、必要性、費用対効果等を検討する。</p> <p>3 風土記の丘資料館については、県埋蔵文化財センターの管理運営方針の見直しにあわせてあり方を検討する。</p> <p>4 (財)とちぎ青少年こども財団との再編については、平成23年度の統合を目指し、財団統合後も引き続き、公益法人認定等の課題に関する検討を行う。</p> <p>また、統合の検討と併せ、県派遣職員の縮減を検討する。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降	
	1 とちぎ県民カレッジ事業（県）	●継続実施					
	2 埋蔵文化財センターの管理運営方針の見直し（県）	検討・調整					
	3 風土記の丘資料館の管理検討（県）	検討・調整					
	4 とちぎ青少年こども財団との再編、県派遣職員縮減（県・法人）	検討・調整	●統合				
備考		○ 県の文化振興施策における当財団の位置づけ 平成21年2月に策定した「栃木県文化振興基本計画」において位置付けを明記					

No. 7		(財)とちぎ男女共同参画財団		所管課		県民生活部青少年男女共同参画課	
委員会報告書	【組織体制の見直し等】	○ 県派遣職員中心の法人運営の解消に向けて、隣接地に移転整備が検討されている女性自立支援センター（仮称）との役割を整理し、委託事業の県直営化も含め組織体制を見直すこと。 ○ パルティの館管理について、女性自立支援センター（仮称）との一体的管理を検討すること。					
	【存続】	○ 財団は男女共同参画の主体的な支援として各種事業を行っており、男女共同参画にかかる支援や女性の社会参加支援に県の果たすべき役割も大きいと認識する。 ○ 県職員依存の人的体制による運営については課題である。 ○ 事業展開は自主事業や受益者負担による財源確保を図るべきである。 ○ 男女共同参画センターの業務は、新たに設置される女性自立支援センター（県直営の方針）と併せて、DV支援の機能の整理を含めて検討する。 ○ 男女共同参画センターの施設管理は、指定管理者・県直営を含め、効率的な方法で行う。					
	見直し方針	1 県職員依存の運営については、平成23年度にオープンする女性自立支援センター（仮称）との機能整理（DV支援機能の一元化を含む。）に併せ、県職員派遣の計画的な削減や委託事業の県直営化を含めた組織体制の見直しを行う。 2 上記1とともに、財団によるパルティの施設管理業務は、新たに設置される女性自立支援センター（仮称）の施設管理業務との機能整理を含め、効率的な管理方法を検討する。 3 自主事業や受益者負担による財源確保については、財団事業の趣旨に配慮しながら、引き続き努力していく。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降	
	1 県職員依存の組織体制見直し、機能整理(県・法人)	検討	●実施				
	2 施設管理方法検討(県)	検討	●実施				
	3 財源確保(法人)	●継続実施					
備考							

No. 8		(財)とちぎ青少年こども財団		所管課		県民生活部青少年男女共同参画課	
委員会報告書	【青少年関連事業の充実・強化等】	○ 青少年健全育成事業の充実・強化に努めること。また、青少年関連施策を推進するに当たっては、関係する育成団体や法人等との連携のもと、コーディネイト機能を強化し、リーダーシップの発揮に努めること。 ○ 今後の公益法人認定の動向も見据え、現在行っている事業の見直しを実施すること。特に指定管理者業務については、撤退も視野に入れ見直しを進めること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。					
	【統合】(財)とちぎ生涯学習文化財団とともに再編	○ 県関係職員（OBや派遣）への依存度が高い状態にあり、指定管理者の受託（とちぎ青少年センター、わくわくグランディ科学ランド、なす高原自然の家、とちぎ海浜自然の家）については、管理運営について各々個別化を図る方向で見直す。 ○ 財団は廃止し、財団が行う事業については、(財)とちぎ生涯学習文化財団と再編して対応する。					
見直し方針	1 (財)とちぎ生涯学習文化財団との再編については、平成23年度の統合を目指し、財団統合後も引き続き、公益法人認定等の課題に関する検討を行う。						
	2 各青少年育成市町村民会議等の関係団体との連携強化を図り、積極的に青少年健全育成事業を実施するとともに、事業の充実・強化に努める。						
3 指定管理施設の管理運営については、職員派遣を前提とした施設管理のあり方の見直し等について検討する。							
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降	
	1 とちぎ生涯学習文化財団との再編(県・法人)	検討・調整	●統合				
	2 青少年健全育成事業の充実・強化等(県・法人)	●継続実施					
	3 指定管理業務の見直し(県)	検討				●方針決定	
備考							

No. 9		(財) 栃木県国際交流協会		所管課		産業労働観光部国際課	
委員会報告書	【定住外国人対策の充実等】 ○ 今後ますます需要が増える予想される、定住外国人向けの相談事業等を充実すること。 また、上記事業検討にあたっては、自主財源の確保や現在行っている事業のスクラップなど、新たな財政負担を増やさない方策を構ること。						
	【存続】 ○ 協会と県国際課との業務上の機能分担を明確にして、県の直轄業務を再構成するべきである。 ○ 協会の機能として外国人の生活支援や就職支援などを強化し、自主財源として、会員からの会費徴収や有料講座の開催に努め、今後さらに効率的運営を図る。						
見直し方針	1 県業務との機能分担の明確化については、平成22年度に、協会及び県国際課のあり方を整理し、業務の再編成を行う。 また、協会に求められる機能が、設立当初の海外移住者援護や国際交流促進から、在県外国人支援や多文化共生推進へシフトしてきていることから、平成22年度に、新公益法人の定款を作成する中で現状にあったものとする。 2 協会は、在県外国人に最も身近な存在である市町国際交流協会との連携を深め、民間交流団体・ボランティアとの協働など幅広い方法により、外国人支援体制の強化を図る。 3 また、協会プロパー職員の個々の能力や専門性を活かした自主事業を展開し、賛助会員の加入促進や県以外の団体等の補助事業の活用等により財源確保に努め、効率的な運営を図っていく。						
	スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 県業務との機能分担の明確化 (県・法人)	調整	●実施				
	2 外国人支援体制の強化 (法人)	●継続実施					
	3 自主財源の確保等 (法人)	●継続実施					
備考							

No. 10		(財) 栃木県環境保全公社		所管課		環境森林部廃棄物対策課	
委員会報告書	【設立目的の達成等】 ○ 当社は、産業廃棄物処理の推進等を目的に設立されたが、未だ処理施設の整備に至っていない。同施設の整備は、本県にとって喫緊の課題であるので、引き続き設立目的の達成に向けて取り組むこと。 ○ 廃棄物処理の推進に向けて、普及啓発や調査研究にも一層取り組むこと。						
	【廃止】 ○ 啓発や情報提供事業だけなら存在意義は疑問で、馬頭処分場の完成をまって、県全体の廃棄物処分場の必要性を精査したうえで業務を検証し、必要がなければ廃止する。						
見直し方針	1 公社の存廃については、馬頭最終処分場の完成をまって次の事項等につき検証し、存廃を含めた組織のあり方を検討する。 (検証事項) ・新たな公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の必要性 ・民間事業者による管理型産業廃棄物最終処分場の設置動向など 2 公社の事業については、引き続き廃棄物処理に関する普及啓発や調査研究、廃棄物処理施設等周辺整備事業など公共性のある事業を実施するとともに、馬頭最終処分場整備に対しては、蓄積したノウハウ等を提供するなど、専門機関として支援していく。						
	スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 馬頭処分場完成後の業務検証、組織のあり方検討 (県・法人)	(馬頭処分場の完成をまって検証・検討)					
	2 公社事業の実施 (法人)	●継続実施					
備考							

No. 11	(福)とちぎ健康福祉協会	所管課	保健福祉部保健福祉課			
委員会報告書	<p>【県関与の縮小等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主たる業務である社会福祉施設の管理運営については、県関与を縮小し、法人の自主的自立的な運営とすること。 ○ 高齢者関連事業の内、市町事業と競合する事業については廃止すること。また、当該事業については、効率性の観点から、社会福祉協議会において実施している類似事業との事業統合を目指すこと。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。 					
議会提言	<p>【自立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○ わかくさ（母子生活支援施設）と新たに設置される女性自立支援センターは、各々の役割と意義を明確にして、運営にあたるべきである。 ○ 基本計画を立て人員削減、給与水準の適正化に取り組んでいるところであり、引き続き、自立運営に向けた対応が必要である。 ○ 自立の方針で対処する。 					
見直し方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 協会の自立運営については、協会自ら「とちぎ健康福祉協会基本計画」を平成20年3月に定め、民間社会福祉法人として自立経営の確立に向けた効果的・効率的な組織運営に努めているところであり、引き続きその取組を促進していく。なお、主たる業務である社会福祉施設の管理運営については、設立の経緯や果たすべき役割等を念頭に置きながら助言や指導など必要な支援を図る。 2 県の委託事業として実施している「高齢者相談センター」業務は、平成23年度末に廃止する。 3 母子生活支援施設「わかくさ」と「女性自立支援センター（仮称）」は役割分担を明確化の上、連携を図っていく。 4 県職員の派遣については、計画的に縮減していく。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 自立運営、県関与縮小（県・法人）	●継続実施				
	2 高齢者相談事業の見直し（県・法人）		●廃止			
	3 「わかくさ」の役割の明確化等（県・法人）	●継続実施				
4 県派遣職員縮減（県・法人）	●継続実施					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県から管理運営を受託していた2社会福祉施設については、平成18年3月末に譲渡を受け、従来から所有していた社会福祉施設と合わせ、全て自己所有の施設として自主的自立的な管理運営を行っている。 ○ 社会福祉協議会が管理している福祉機器展示事業をとちぎ健康福祉協会の介護機器展示事業に統合（平21年4月～） ○ 「高齢者総合相談センター」業務のうち一般相談は、平成21年度末に廃止。 					

No. 12	(福)栃木県社会福祉協議会	所管課	保健福祉部医事厚生課			
委員会報告書	<p>【事業の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者関連事業については、事業効果、事業の効率執行の観点から、とちぎ健康福祉協議会において実施している類似事業との事業統合を目指すこと。 					
議会提言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉関連業務での事業展開は過大傾向にある。福祉のすきまは埋まりつつあり、福祉全体を丸抱えする観点を変え、業務や機能の具体的な精選化を進める必要がある。 例：各種研修からの撤退または受益者負担の導入（ボランティア支援や民生委員関連、人材育成も同様）、市町への事業移譲など ○ 貸付事業に評価制度の導入を図る。 ○ 他法人との統合は困難と理解する。存続を前提に基本方針に沿った対応を具体的に進める。 					
見直し方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉関係業務については、県社協と関係機関との間で十分に協議・調整を行い、業務の精選化に努める。 2 現行の生活福祉資金貸付制度において、貸付申請時に民生委員による調査や自立支援計画を作成する等、償還見込みについて審査を実施しているところであるが、低所得階層の防貧と自立更生の促進という制度の趣旨に沿って適切に運用されるよう評価、検証を実施していく。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 業務や機能の精選化（県・法人）	協議・調整		（精選化）		
2 貸付事業への評価制度導入（法人）	検討	●導入				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会が管理している福祉機器展示事業をとちぎ健康福祉協会の介護機器展示事業に統合（平21年4月～） 					

No. 13		(財) 栃木県保健衛生事業団		所管課		保健福祉部健康増進課	
委員会報告書	【県関与の縮小等】 ○ 公益活動等について一層の充実を図りつつ、公益法人として自立的運営を進め、県の関与を縮小すること。						
	【自立】(財) 栃木県臓器移植推進協会を統合 ○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○ 民間や他法人の参入も見られる業務が増大する傾向にあるため、競争性を高めた上で、体質強化を図りながら自立運営する。 ○ 栃木県臓器移植推進協会を統合し、その機能を存続する。						
議会提言	1 引き続き県関与の縮小を進め、自立運営を目指すとともに、公益活動についても、公益財団法人日本対がん協会や公益財団法人結核予防会等と連携して、予防思想の普及活動や募金活動など、その一層の充実を図る。 2 臓器移植推進協会との統合については、課題を整理しながら検討を進める。						
見直し方針	1 引き続き県関与の縮小を進め、自立運営を目指すとともに、公益活動についても、公益財団法人日本対がん協会や公益財団法人結核予防会等と連携して、予防思想の普及活動や募金活動など、その一層の充実を図る。 2 臓器移植推進協会との統合については、課題を整理しながら検討を進める。						
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降	
	1 県関与の縮小、自立運営(県・法人) 2 臓器移植推進協会との統合等の検討(県・法人)	●継続実施					
備考	○ 県職員派遣は平成20年度で終了し、補助金は平成18年度で終了						

No. 14		(財) 栃木県臓器移植推進協会		所管課		保健福祉部健康増進課	
委員会報告書	【統合】 ○ 臓器移植の推進についての効果的な啓発及び組織体制の強化の観点から、相乗効果が期待できる、他法人で行われている業務との連携を強化し、統合に向けて努力すること。						
	【統合】(財) 栃木県保健衛生事業団 ○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○ 臓器移植関連事業の意義は大きく、一層の取組が必要と理解するが、零細・単独での事業展開よりも、他組織との統合による新展開での事業効果に期待する。 ○ 栃木県保健衛生事業団に統合する。						
議会提言	1 臓器移植を推進するためには、県民の理解を深めることはもとより、医師の理解、協力の下、医療機関における臓器移植医療の体制を構築することが重要である。特に、平成22年7月に改正臓器移植法が全面施行され、15歳未満の者の脳死後の臓器提供が可能になるなど、ますます臓器移植医療の体制整備が重要課題となってきた。このため、上記課題の解決に向けて、(財) 栃木県保健衛生事業団との統合を含め、相乗効果が期待できる運営形態の検討と関連団体の理解に向けた協議を進める。						
見直し方針	1 臓器移植を推進するためには、県民の理解を深めることはもとより、医師の理解、協力の下、医療機関における臓器移植医療の体制を構築することが重要である。特に、平成22年7月に改正臓器移植法が全面施行され、15歳未満の者の脳死後の臓器提供が可能になるなど、ますます臓器移植医療の体制整備が重要課題となってきた。このため、上記課題の解決に向けて、(財) 栃木県保健衛生事業団との統合を含め、相乗効果が期待できる運営形態の検討と関連団体の理解に向けた協議を進める。						
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降	
	1 保健衛生事業団への統合等の検討(県・法人)	検討・協議					(協議成立後統合)
備考							

N o . 15	(財) 栃木県産業振興センター	所管課	産業労働観光部産業政策課			
委員会報告書	<p>【中長期的な統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保有する基金の適切な運用をはじめ、企業ニーズを踏まえた事業展開を進め、自主財源の確保に努めること。 ○ 中長期的に(株)とちぎ産業交流センターの業務を引き継ぎ、特に起業支援業務については計画的な一元化を図ること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。 					
議会提言	<p>【存続】(株)栃木県産業交流センターを取り込む</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ センター利用者側の意見や要望が、業務や事業計画により反映しやすいシステムを構築する必要がある。 ○ 機能の拡大・細分化が進み、他法人との間に重複も懸念される。(人材育成・交流促進と研究開発・起業家支援の機能でとちぎ産業交流センターとは近似の関係にある。) ○ 新産業創出・人材育成の観点で、とちぎ産業交流センターの機能を取り込み、経営体質の強化を図る必要がある。 					
見直し方針	<p>1 基金の運用については、順次定期性預金から国債等の債権にシフトしてきており、引き続き安全確実で効率的な方法で運用していく。また、魅力ある事業の提供や会員へのサービスの充実により会員数の拡大を図るとともに、研修などの自主事業の実施により自主財源の確保に努める。</p> <p>2 県職員の派遣については、プロパー職員の育成を図りながら見直しを図るとともに、公益法人認定に向けた事業見直しの中で、適切な人員計画等について検討する。</p> <p>3 利用者の意見等が反映しやすいシステムの構築については、利用者からの相談内容や研修時のアンケート等から利用者の要望等を的確に把握し、利用者のニーズを踏まえた事業が適切に提供できるよう取り組んでいく。</p> <p>4 とちぎ産業交流センターの機能の取り込みについては、とちぎ産業交流センターの各出資者の理解を得ることが必要であること、また、栃木県産業振興センターによる施設の取得や同事業の継続には新たな財源の確保が必要であることから、これらの課題の検討及び関係者との調整を進め、実現を図る。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 自主財源の確保(法人)	●継続実施				
	2 県職員派遣の縮減(県・法人)	●検討・実施				
	3 利用者意見の反映(法人)	検討 → ●実施				
	4 とちぎ産業交流センターの統合(県・法人)	調整	検討・実施			(公益認定を踏まえ機能取込)
備考						

N o . 16	(株)とちぎ産業交流センター	所管課	産業労働観光部産業政策課			
委員会報告書	<p>【中長期的な統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面、効率的な経営を行い単年度黒字化を目指し、累積債務の縮減に努めること。 ○ 中長期的には、展開している業務の全てを産業振興センターに移管することが望ましいため、最も効果的な解散時期について、検討すること。 					
議会提言	<p>【廃止】機能・資産を(財)栃木県産業振興センターへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官交流事業の一層の展開を図る必要がある。 ○ 貸事務室の利用促進による研究支援・創業支援を拡充する必要がある。 ○ 栃木県産業振興センターとの間には、事業展開で重複がみられ、研究起業家支援、産学官交流促進などに対応する観点で整理する必要がある。(職員が兼務しており、場所も隣接・事務室貸借関係) ○ (株)とちぎ産業交流センターは廃止し、機能・資産については(財)栃木県産業振興センターに引き継ぐ。 					
見直し方針	<p>1 産学官交流事業の展開については、栃木県産業振興センター事業へ統合・整理し、事業内容の充実を図っていく。</p> <p>2 貸事務室の利用促進については、一層のPRに努めるとともに、利用可能期間・料金等について検討を行い利用しやすい環境の整備を図っていく。また、さらなる経営改善を進め債務の縮減に努める。</p> <p>3 とちぎ産業交流センターの解散及び栃木県産業振興センターへの機能等の引継ぎについては、とちぎ産業交流センターの各出資者の理解を得ることが必要であること、また、栃木県産業振興センターによる施設の取得や同事業の継続には新たな財源の確保が必要であることから、これらの課題の検討及び関係者との調整を進め、実現を図る。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 産学官交流事業の展開(県・法人)	検討 → ●実施				
	2 貸事務室の利用促進・経営改善(法人)	検討 → ●実施				
	3 栃木県産業振興センターへの統合(県・法人)	調整	検討・実施			(公益認定を踏まえ機能引継)
備考						

No. 17	(財)大谷地域整備公社	所管課	産業労働観光部工業振興課			
委員会報告書	【安全対策の推進等】 ○ 採取場跡地については、抜本的な解決に向け、埋め戻しを含めた安全対策が早期に講じられるよう、関係機関との緊密な連携確保、協議調整、住民への普及啓発や調査研究などの安全対策の総合的な推進に一層努めること。 ○ 観測システムのコストを検証し、削減に努めるなど、法人のランニングコストの削減を図り、効率的な経営に努めること。					
議会提言	【存続】 ○ 設立から約20年が経過しているが、問題に対する打開策が見い出せていないため、検討の終期を区切った形で関係者間による、県関与の方針提示も含めた具体的な検討を早急に進めるべきである。 ○ 3年を目途に解決に向けた道筋を立てることとし、地域に必要な措置が講じられなければ公社を廃止する。					
見直し方針	1 大谷問題に対する抜本的対策については、3年を目途に、県と宇都宮市が主体となって関係者による検討を進める。 上記の検討と併せ、国及び市との役割分担や、公社の役割をどう位置付けるかなどについて、様々な観点から課題を整理、検討の上、関係団体と調整を図っていく。 さらに、実効性を伴った抜本的対策の実現のため、地元自治会の意向及び複雑に絡み合った地元関係者の利害関係などを十分勘案した上で、調整を図っていく。 2 新たな抜本的対策の方針が決定されても、成果が出るまでには相当の期間が見込まれるため、大谷石採取場跡地観測システムの管理・運営については、当面公社が実施していく必要がある。 観測システムの管理・運営事業費については、国土交通省の積算基準等を参考に、必要最小限の積算を行っているところであるが、引き続きランニングコストの削減を図ることにより、より効率的な経営に努めていく。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 抜本的対策の検討（県・法人） 2 ランニングコストの削減（法人）	●継続実施 検討・調整		→ （地元関係者等との調整）		
備考						

No. 18	(社)栃木県観光物産協会	所管課	産業労働観光部観光交流課			
委員会報告書	【統合】 ○ 観光振興業務の充実・強化のための、組織体制の強化、情報の共有化の観点から、他法人で行われている業務との相乗効果が期待できるものについては、連携を強化し、統合すること。					
議会提言	【統合】 観光物産協会、マーケティング協会 ○ 県産品の振興には、農商工の連携及び一体的な取組が必要である。（マーケティング協会との統合） ○ 物産と観光の両面で、本県ブランド戦略の一翼を担う体制の整備が必要である。 ○ 体験型旅行は幅広く支持されており、その観点で農業体験など農業部門との連携構築を図る必要がある。 ○ 市町の観光部門との連携を図る必要がある。					
見直し方針	1 農商工の連携及び一体的な取り組みについては、農政部、関係団体と調整を図りながら、観光と一体となった事業展開や県産品の振興の視点から、あり方について検討する。 2 観光協会と県産品振興協会の統合の効果を最大限に生かすため、観光情報発信機能の充実や県産品のブランド化、販路拡大に取り組む。 3 農業体験など農業部門との連携構築については、農業体験を組入れたグリーンツーリズムや「とちぎ食の回廊づくり推進事業」などと連携し、県内各地の魅力を活かした観光の振興に努める。 4 市町の観光部門との連携については、各市町観光協会とともに、県内各地の観光情報発信等を行っているところであるが、今後もより一層市町との連携を深め、観光の振興に努める。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 とちぎマーケティング協会との統合（県・法人） 2 ブランド戦略の体制整備（法人） 3 農業部門との連携（県・法人） 4 市町観光部門との連携（県・法人）	●継続実施 関係部局、団体との協議		→ 調整・実施		
備考	○ 平成21年10月に(財)とちぎ県産品振興協会と(社)栃木県観光協会が合併して(社)栃木県観光物産協会となった。					

№. 19	(財) 栃木県農業振興公社	所管課	農政部農政課			
委員会報告書	【経営の効率化等】 ○ 食と農の理解促進を図るための組織体制や戦略について明らかにすること。 ○ 研修事業の有料化、なかがわ水遊園、花センターの入場者確保対策の強化等による自主財源の確保を行い経営の安定化を図ること。					
議会提言	【存続】 ○ なかがわ水遊園と水産試験場を一体で管理する可能性を検討するべきである。 ○ 事業は展開が過大で、かつ県事業の下請け的な様相もみられることから、とちぎ花センターやなかがわ水遊園に係る指定管理者の受託についての妥当性などの検討も含め、精査をするべきである。					
見直し方針	1 食と農の理解促進については、公社は「とちぎ食育応援団」活動促進事業などを実施しているところであるが、今後も関係機関・団体との連携を強化し、食と農の理解促進に努めていく。 2 研修事業等の有料化については、公社が新たな事業を実施する際に有料化を検討していく。 また、なかがわ水遊園、花センターの入場者確保対策については、事業内容の見直し検討を行い、質の向上を目指すとともに、広報範囲の拡大等により広報活動を充実することにより、強化を図っていく。 3 なかがわ水遊園と水産試験場の一体管理については、両施設の効率的な管理方法をあらゆる視点から検討する。 4 事業の精査については、事業の見直しや公社経営の効率化等の検討調整を平成22年度に行い、段階的に実施する。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 食と農の理解促進 (法人)	●継続実施				
	2 経営安定化 (法人)	●継続実施				
	3 なかがわ水遊園と水産試験場の一体管理検討 (県・法人)	→ 検討				
	4 事業の精査 (県・法人)	→ 検討・調整		→ (段階的に実施)		
備考						

№. 20	(社) とちぎ農産物マーケティング協会	所管課	農政部経済流通課			
委員会報告書	【業務の見直し】 ○ 生産振興対策事業についての県との役割分担を明らかにすること。 ○ 観光、県産品振興も含めたコンサルティング機能を充実・強化すること。					
議会提言	【統合】 (社) 栃木県観光協会、(財) とちぎ県産品振興協会 ○ 協会の業務は農畜産物中心の生産部門支援に重点が置かれる中で、機能を流通販路拡大部門に特化する方向で検討するべきである。 ○ 特化した流通販路拡大部門については、(社) 栃木県観光協会と(財) とちぎ県産品振興協会が統合した新団体「社団法人栃木県観光物産協会」と統合する。 ○ 残された機能については、JA等の農業生産団体または栃木県農業振興公社への移管を検討する。					
見直し方針	1 売れる農産物づくりや県産農産物の販路拡大等に係る協会機能について、協会及び構成団体であるJA等と検討・協議を進め、見直しを図る。 2 上記とあわせて、協会組織のあり方についても検討・協議を行い、見直しを図る。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 協会機能のあり方検討 (県・法人)	→ 農業団体等と検討・協議	→ 調整・実施			
	2 協会組織のあり方検討 (県・法人)	→ 農業団体等と検討・協議		→ 調整・実施		
備考						

No. 21	(社) 栃木県畜産協会	所管課	農政部畜産振興課			
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <p>○ 自主財源の確保策を検討するとともに、より一層のコスト削減を行い、経営の安定化に努めること。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 県の見直し基本方針に沿った対応とする。</p> <p>○ なお、引き続き、農業振興公社の畜産関係基盤整備事業などとの関連も含め、経営支援機能面での統合も検討する。</p> <p>○ また、経営安定を見通し、自立も視野に入れることとし、畜産をめぐる状況等に変化がある場合は再度検討する。</p>					
見直し方針	<p>1 経営支援事業など各種事業を着実に推進するとともに、自主財源の確保等による財政基盤の強化、人材育成、事務事業の効率化などを進める。</p> <p>2 畜産関係基盤整備事業の統合については、農業振興公社の意見等を踏まえる必要があり、同公社と協議し課題等を精査した上で、実施の是非を検討する。</p> <p>3 経営支援機能面での統合については、関係する団体との役割分担や効果的な手法について調整を行い、具体的な対応策を策定し実施する。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 自主財源の確保・コスト削減 (法人)	●継続実施				
	2 農業振興公社畜産関係事業の 移管検討 (県・法人)	検討				
3 経営支援機能面の統合検討 (県・法人)	調整	具体策の策定	(段階的に実施)			
備考						

No. 22	(社) 栃木県治山林道協会	所管課	環境森林部森林整備課			
委員会報告書	<p>【随意契約の解消等】</p> <p>○ 随意契約で行われている森林コンサルティング業務等については、課題を整理した上で、随意契約の解消に向けて見直しを進めること。また、今後の公益法人認定の動向も見据え、民営化も視野に入れ、当協会のあり方を見直すこと。</p> <p>○ 今後予想される業務量の減少を踏まえ、組織体制の縮小を図ること。</p>					
議会提言	<p>【廃止】 (財) 栃木県森林整備公社、(社) 栃木県緑化推進委員会とともに再編</p> <p>○ 事業量の減少による受託収入の減少や民間事業者の成長等を踏まえ、次の団体間で再編する。</p> <p>→(社) 栃木県緑化推進委員会、(財) 栃木県森林整備公社、(社) 栃木県治山林道協会</p> <p>○ 協会の機能中、測量設計部門は、(財) 栃木県建設総合技術センターに統合する。</p>					
見直し方針	<p>1 委託業務の見直しについては、協会との随意契約解消に向けて、民間事業者の技術力等に配慮しながら段階的に指名競争入札を拡大し、平成23年度以降は全て指名競争入札とする。</p> <p>2 測量設計等のコンサルタント業務については、業務量の縮小や入札制度の改革により業務として維持していくことは困難であることから、業務を廃止し、プロパー職員の再就職支援を実施した上で、再編対象団体との再編を進める。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 委託業務の見直し (県)	実施	●随意契約解消			
	2 緑化推進委員会、森林整備公社 との再編 (県・法人)	調整	実施	●再編		
備考						

No. 23		(社) 栃木県緑化推進委員会		所管課		環境森林部地球温暖化対策課	
委員会報告書	【統合等検討】						
	○ 緑の募金事業に影響を与える特定公益増進法人の認定基準の見直しが明らかになった段階で、他法人との統合等を検討すること。						
	【廃止】(社) 栃木県治山林道協会、(財) 栃木県森林整備公社とともに再編						
議会提言	○ 緑化推進組織の一層の充実策を具体的に講ずる必要があり、また事業展開に係る市町関与のあり方も検討が必要である。						
	○ 森づくり県民税を徴収する中での募金活動は、実質的な二重行政の可能性もあり、緑の基金目標額（5億円）達成後は基金造成の中止が必要である。 ○ 市町組織の整備や緑の募金活動による、緑化本来の取組を求める。(業務改善) ○ 統合については、緑化推進委員会を軸にして、次の団体間で再編する。 →(社) 栃木県緑化推進委員会、(財) 栃木県森林整備公社、(社) 栃木県治山林道協会						
見直し方針	1 緑化組織や活動のあり方については、家庭募金を拡大し市町緑化を充実させるため、引き続き当法人と県が協力して未設置市町を訪問し、市町緑推の設置を進めるとともに、安定的な財源の確保のため、企業等を訪問して会員数を拡大し、会費収入の拡大を図っていく。						
	2 緑の基金の造成については、目標達成後に、緑化事業の成果を検証し、金利等を勘案しながら検討していく。 また、「森づくり県民税（森林の整備による公益的機能の維持・増進）」は、10年間の時限的なものであることから、「緑の募金事業（地域緑化の推進）」との役割分担を明確にしながら、「とちぎ環境立県戦略」の取り組みを推進していく。						
スケジュール	3 他の団体との再編については、新公益法人の認定を考慮しながら、緑化推進委員会を軸に再編を進める。						
	見直し項目		22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
備考	1 緑化推進組織の充実 (県・法人)		●継続実施				
	2 緑の基金造成中止 (県・法人)		(基金目標額達成後に検討)				
	3 治山林道協会、森林整備公社との再編 (県・法人)		調整		●再編		

No. 24		(財) 栃木県森林整備公社		所管課		環境森林部森林整備課	
委員会報告書	【新規分収林契約の中止等】						
	○ 分収造林事業の新規契約については中止すること。 ○ 現在契約中の分収造林契約については、早期の契約解除について県営林事業と併せて検討すること。 ○ 当社の主たる事業が分収造林事業であることに鑑み、今後の法人のあり方について抜本的な見直しを行い、早期に結論を出すこと。						
議会提言	【廃止】(社) 栃木県緑化推進委員会、(社) 栃木県治山林道協会とともに再編						
	○ 公社は分収林契約の早期解除業務に特化し、債務処理を行い、その後廃止する。 ○ 分収林事業以外の機能（森林整備事業、林業労働力確保支援センター事業）については、県の直接執行および他法人との統合で対処する。 ○ 統合については、次の団体間で再編する。 → (社) 栃木県緑化推進委員会、(財) 栃木県森林整備公社、(社) 栃木県治山林道協会						
見直し方針	1 分収林事業については、県営林事業に統合し、一元的管理による効率的な運営を確保しながら、契約解除後の公益的機能の確保策を検討し、収益性等を勘案の上、早期契約解除を進める。						
	2 公社については、第三セクター等改革推進債の活用等により既往債務を処理し、分収林の県営林一元化に併せて、早期に廃止する。 3 分収林事業以外の機能については、再編法人の目的・役割等を十分に検討の上、それに適合する事業についての移管等を進める。						
スケジュール	見直し項目		22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 分収林事業の一元化、早期契約解除 (県・法人)		検討	協議・調整		●一元化 (早期契約解除)	
	2 公社の債務の処理、廃止 (県・法人)		検討	協議・調整		●債務処理・廃止	
備考	3 分収林事業以外の移管、緑化推進委員会、治山林道協会との再編 (県・法人)		検討・調整		●移管・再編		
	○ 分収林事業の新規契約は平成19年度から中止。						

N o. 25	(株)日光自然博物館	所管課	環境森林部自然環境課			
委員会報告書	【経営の効率化等】 ○ 入館者の確保及び観覧料以外の収入増による経営基盤の強化に努めること。					
議会提言	【自立】 ○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○ 株式会社としての利点を活かした効率的な運営を進めるとともに、自立運営する。					
見直し方針	1 経営の効率化を図るため、法人自らが策定した経営5ヵ年計画（平成21～25年度）を推進するとともに、引き続き地元機関等との共催事業の実施など地域と連携した誘客活動や、新たな収入増に繋がる事業展開などにより、自立運営を目指して経営基盤の強化を図る。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 経営効率化（法人）	●継続実施				
備考						

N o. 26	(財)栃木県建設総合技術センター	所管課	県土整備部技術管理課			
委員会報告書	【事業の見直し】 ○ 業務委託で行われている、下水処理施設の管理運営について、指定管理者制度や包括的民間委託制度など、効率的な方式を導入すること。 ○ 随意契約で行われている設計積算業務については、課題を整理した上で、その見直しを進めること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。					
議会提言	【自立】 ○ 受託業務のうち、収益の柱である工務業務については、競争性を高めるとともに、将来的には自立運営を図るべきである。 ○ 職員の削減を進めるとともに、透明性を確保する観点から、平成22年度を目途に随意契約の見直し等を図る。 ○ 下水道管理については、包括的民間委託制度の導入を検討する。 ○ 栃木県治山林道協会の機能の内、測量設計部門を統合する。 ○ 県・市町村事業の補完の役割を担うとするセンターの役割を精査し、機能の整理を検討する。					
見直し方針	1 センターの担うべき役割については、県・市町の要望や需要を踏まえ整理検討するとともに、自立運営の基盤となる工務業務についてもあり方を検討する。 上記の検討を踏まえ、事業量に見合った職員体制に見直し、県職員の派遣を段階的に縮小するとともに、プロパー職員の資質向上を図り、将来的な自立運営を目指す。 2 随意契約の見直しについては、県・市町の補完的機能の確保に配慮しつつ、県が委託している積算業務を段階的に縮小する。なお、積算業務の委託については、守秘性・公正性の確保等について引き続き検討する。 3 下水道管理の包括的民間委託については、平成22年度から試行的に導入したところであり、この結果を総合的に検証した上で、適用施設の順次拡大について検討する。 4 栃木県治山林道協会の測量設計部門については、治山林道工事の測量設計業務が民間に移行する中で、センターに統合することは困難であるが、協会職員の受け入れについては、センターのあり方や今後の事業量を踏まえて検討する。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 センターの役割精査、職員体制の見直し（県・法人）		検討・調整			
	2 随意契約の見直し（県）	検討・調整	(段階的縮小)			
	3 下水道管理包括的民間委託の導入（県）	●試行的導入	検証			(順次拡大)
	4 治山林道協会測量設計部門の統合（県・法人）	検討				
備考						

N o. 27	(財) 栃木県民公園福祉協会	所管課	県土整備部都市整備課			
委員会報告書	【組織の縮小等】 ○ 主たる業務の公園管理については、民間事業者との競合関係にあることから、国の重要文化財の指定を受けている旧日光田母沢御用邸のある日光田母沢御用邸記念公園を除き、指定管理者業務から計画的に撤退し、段階的な組織の縮小を図ること。					
議会提言	【存続】 ○ 将来展望に基づいた計画的な職員数の適正化を図るべきである。 ○ 自己所有のとちのきファミリーランドやプール等の施設については、維持管理経費と県民の需要や利便性も考慮しながら、そのあり方を早急に検討する。 ○ 当面は存続であるが、上記項目が整理された後に、公園管理に特化した対応策、教育文化スポーツ施設やレク施設等を含めた幅広い対応策、さらには造園業界の特長を生かしたコンソーシアム結成等の検討を進めるべきである。					
見直し方針	1 職員数については、協会所有施設と効果的な連携が図れる公園等の管理受託を基本とし、これを管理するために必要な職員数まで、計画的な削減を進める。 2 協会の自己所有施設については、協会自ら修繕に係る財源の確保に努め、維持できる範囲で運営を継続する。 3 公園管理への特化、教育文化スポーツ施設等への対応、コンソーシアム結成等については、指定管理者の応募がないといった状況等にも適切に対応できるよう、協会の規模等を考慮したコンソーシアムの結成等新たな手法について検討を進め、引き続き公園管理の受託に向け取り組むよう指導する。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 計画的な職員数の適正化 (法人) 2 協会所有施設のあり方検討 (法人) 3 公園管理に特化した対応策等の検討 (県・法人)	●計画的に実施 ●運営継続 (持続可能な範囲で) 検 討			●指定管理者公募	
備考						

N o. 28	(財) 栃木県体育協会	所管課	教育委員会スポーツ振興課			
委員会報告書	【経営の効率化等】 ○ 賛助会員を増やすなど自主財源の確保に努めること。 ○ スポーツ振興や競技力向上につながる選手強化については、県民意識の高揚の観点からも、事業の充実・強化を図ること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。					
議会提言	【存続】 ○ 県からの教員派遣については、教員依存の指導体制からの体質改善の観点から、そのあり方について早期に検討を進める。 ○ 今市青少年スポーツセンター及び射撃場については、施設の老朽化等の問題に対応するため、今後のあり方について早急に検討のうえ、方針を打ち出す必要がある。その際に、射撃場については、県の関与は不可欠であると認識する。 ○ 事業は展開が過大で絞り込みが必要な状態にあり、県の行政施策としてのスポーツ振興と公益法人業務とのあり方の整理や事務事業の精査、さらには会費制の導入等を進める。進展が見られない場合は、県は関与を見直し、自立運営を図る。					
見直し方針	1 スポーツ振興などの事業については、県と法人との役割や業務のあり方について整理した上で充実・強化を図るとともに、職員派遣のあり方については、経営計画等検討委員会などによる事業の見直し等を踏まえ、派遣職員の段階的な縮減を図る。また、賛助会への加入促進による賛助会費の収入増や協賛金等の収入増のための取り組みを一層促進する。 2 今市青少年スポーツセンターについてはあり方を検討し平成23年度に方針を決定し、射撃場については庁内検討会等において引き続き汚染土壌対策等を検討する。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 職員派遣のあり方検討、スポーツ振興と公益法人業務とのあり方整理、会費制の導入検討 (県・法人) 2 今市青少年スポーツセンターのあり方検討 (県・法人)	検 討・調 整 (段階的实施)			●今スポ方針決定	
備考						

N o . 29	(財)日光杉並木保護財団	所管課	教育委員会文化財課			
委員会報告書	<p>【事業の見直し】</p> <p>○ 法人業務に県職員が従事している現状の是正に努めるとともに、県委託事業について見直すこと。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 有名有力県の観点で日光杉並木の存在は大きく、積極的な保護育成が必要である。</p> <p>○ 日光杉並木の持つブランド力を生かし、本県のイメージアップにつなげるような事業展開を図る。</p>					
見直し方針	<p>1 法人で行う事業については、県の文化財保護行政と緊密な関連を有し、当面、法人業務に県職員が関与していく必要があるが、委託事業については、今後も引き続き見直しを図っていく。</p> <p>2 積極的な保護育成については、県と緊密な連携の下、県民・企業・行政が一体となった取り組みを拡大する。</p> <p>3 イメージアップにつなげる事業展開については、普及啓発活動の継続的な実施は必要であり、今後さらにイメージアップ戦略を明確にし、より有効的な事業展開を進める。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 委託の見直し(県)	●継続実施				
	2 積極的な保護育成(県・法人)	●継続実施				
	3 イメージアップの事業展開(県・法人)	●継続実施				
備考	○ 委託事業について、樹勢回復事業(財団自主事業を除く。)を平成20年度から県が直接執行している。					

N o . 30	公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	所管課	警察本部刑事部組織犯罪対策第一課			
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <p>○ より一層のコスト削減など経営効率化に努め、相談業務などの充実・強化を図ること。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 県警自体の相談業務も充実しつつあることから、役割分担を明確化し、離脱者支援や非構成員関与のトラブル防止等に業務を絞り込むべきである。</p>					
見直し方針	<p>1 平成18年度に策定した「暴力追放運動推進センターの活性化に向けた行動計画」(5カ年計画)に基づき、基本財産運用の改善、賛助会員の募集拡大、暴力相談事業の充実(広報と知識の向上)、県民への情報提供の充実、責任者講習の業務拡大と講習内容の充実等に取り組み、財政基盤の安定、事業活動の充実・強化等を図る。</p> <p>2 センターにおける暴力相談受理件数は増加傾向であり、事件化に結びつく相談も多いので、センター受理の相談に事件性が認められる場合等は警察署で対応するなど、センターと警察の役割分担の明確化に努め、引き続き実施するとともに、離脱者支援に関しては、社会復帰アドバイザー及び「不当要求被害防止責任者講習(企業・公務員等)」により離脱及び就業支援を行う。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 経営の効率化(法人)	●継続実施				
	2 県警との役割分担の明確化(県・法人)	●継続実施				
備考	○ 公益認定を受け、平成22年10月1日付けで公益財団法人として登記					

No.	31	(財) 栃木県交通安全協会	所管課	警察本部交通部交通企画課		
委員会報告書	【自動車教習所業務の見直し】					
	○ 民間との競合関係にある自動車教習所については、廃止に向けて、現員の配置転換や縮減に努力すること。 ○ 即時廃止が困難な場合は、公益法人による運営という点に鑑み、障害者や高齢者に特化するなど、公益性の発揮を図ること。					
議会提言	【存続】					
	○ 県交通安全協会と地区協会の位置付けを明確にするとともに、会員資格や会費の低減化を図るなどの総合調整を行うべきである。 ○ 県委託業務の随意契約の見直しを進め競争性を高める必要があり、受託業務の整理とそれに見合った組織体制の整備及び職員数の適正化を図る必要がある。 ○ 2つの自動車運転教習所は、少子化及び民間との競合を勘案すると、今日ではその公益性は薄いため、廃止または民営化の方向で具体化等を検討する。また、これらに進展が見られない場合は、県は関与を見直し、自立運営を図る。					
見直し方針	1 財団法人栃木県交通安全協会と任意団体である各地区（地方）交通安全協会は異なる組織であり、これまでも双方の活動内容と収支決算等について、会員、入会者等に周知しているが、県民から十分な理解が得られるよう、引き続き様々な広報媒体を活用し一層の周知を図るとともに、県と地区（地方）の交通安全協会の連携を進める。					
	2 県委託業務の契約については、平成23年度から競争入札とする予定。 3 受託業務の整理とそれに見合った組織体制の整備及び職員数の適正化については、運転免許人口、受託業務に関する事務量等、県民サービスの低下防止策を検討の上、計画を策定し実施する。 4 2つの自動車教習所については、職員の処遇、土地の原状回復、教習生及び卒業生への対応、重度障害者の教習など、廃止の際の課題について総合的に検証のうえ、平成23年度末からの段階的な廃止を目指し調整を進める。					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 県安協と地区安協の位置付けの明確化（法人）	●継続実施				
	2 委託業務等の見直し（県）	検討・調整	●実施			
	3 組織体制の整備（県・法人）	計画策定	●実施			
	4 自動車教習所業務の見直し（県・法人）	調整		●段階的廃止		
備考						

【参考資料1】特定指導法人概要一覧（業務概要・出資の状況）

(単位：千円)

法人名	所管部	所管課	業務概要	県の出資・出えん割合等		
				県出資額	出資金総額	割合
1 栃木県土地開発公社	総合政策部	地域振興課	公共用地等の取得、管理、処分、工業団地等の造成、分譲等	20,000	20,000	100.0
2 栃木県道路公社	県土整備部	交通政策課	有料道路の建設及び管理等	6,326,500	6,326,500	100.0
3 栃木県住宅供給公社	県土整備部	住宅課	住宅・宅地分譲、公的賃貸住宅管理業務等	2,000	2,000	100.0
4 (財) 栃木県育英会	経営管理部	文書学事課	大学・短大・高校生等に対する奨学金の貸与及び東京学生寮の運営		2,000	0.0
5 (財) 栃木県消防協会	県民生活部	消防防災課	水火災の予防思想の普及、予防施設の改善と災害防衛活動の強化等		5,205	0.0
6 (財) とちぎ生涯学習文化財団	県民生活部	県民文化課	文化振興、県総合文化センターの管理、埋蔵文化財の調査保存、生涯学習の振興等	50,000	50,000	100.0
7 (財) とちぎ男女共同参画財団	県民生活部	青少年男女共同参画課	男女共同参画に関する事業の実施、とちぎ男女共同参画センターの管理運営	38,000	38,000	100.0
8 (財) とちぎ青少年こども財団	県民生活部	青少年男女共同参画課	青少年の健全育成事業等	50,000	50,000	100.0
9 (財) 栃木県国際交流協会	産業労働観光部	国際課	在県外国人を対象とした相談事業や情報提供、諸外国との相互理解や友好交流を深める事業の実施	121,500	289,998	41.9
10 (財) 栃木県環境保全公社	環境森林部	廃棄物対策課	廃棄物の処理に関する調査研究	22,480	30,000	74.9
11 (福) とちぎ健康福祉協会	保健福祉部	保健福祉課	社会福祉施設の運営、その他各種社会福祉事業の実施等	30,920	1,789,197	1.7
12 (福) 栃木県社会福祉協議会	保健福祉部	医事厚生課	民間社会福祉団体の連絡調整、生活福祉資金の貸付、権利擁護センターの運営等		21,340	0.0
13 (財) 栃木県保健衛生事業団	保健福祉部	健康増進課	県民の健康の保持増進を図るため、予防医学分野における検診、検査等の保健衛生事業等		50,000	0.0
14 (財) 栃木県臓器移植推進協会	保健福祉部	健康増進課	臓器移植に係る普及啓発等	182,809	313,241	58.4
15 (財) 栃木県産業振興センター	産業労働観光部	産業政策課	地域企業の経営基盤の強化や技術高度化、創造的な事業活動の支援	5,000	15,000	33.3
16 (株) とちぎ産業交流センター	産業労働観光部	産業政策課	交流センターの運営、貸室	800,000	2,731,000	29.3
17 (財) 大谷地域整備公社	産業労働観光部	工業振興課	大谷石採取場跡地の安全対策の総合的な推進	30,000	50,000	60.0
18 (社) 栃木県観光物産協会	産業労働観光部	観光交流課	県内の観光事業の振興、県産品の普及・販路拡大	150,000	382,310	39.2
19 (財) 栃木県農業振興公社	農政部	農政課	農地保有合理化事業、農業後継者育成確保事業、農用地等基盤整備事業、食と農の理解促進事業等	5,000	30,000	16.7
20 (社) とちぎ農産物マーケティング協会	農政部	経済流通課	県産農産物の生産振興、流通及び消費対策事業の総合的な実施	30,000	85,600	35.0
21 (社) 栃木県畜産協会	農政部	畜産振興課	畜産経営の改善及び発展の支援	93,500	230,600	40.5
22 (社) 栃木県治山林道協会	環境森林部	森林整備課	治山、林道及び林野観光に関する、計画策定、測量、設計並びに工事現場の管理等			
23 (社) 栃木県緑化推進委員会	環境森林部	地球温暖化対策課	緑化に係る普及啓発、緑の募金の推進等			
24 (財) 栃木県森林整備公社	環境森林部	森林整備課	分収方式による造林・育林に関する事業の実施等	70,000	100,000	70.0
25 (株) 日光自然博物館	環境森林部	自然環境課	県立日光自然博物館の管理運営等	120,000	300,000	40.0
26 (財) 栃木県建設総合技術センター	県土整備部	技術管理課	公共土木・建設事業等の補完業務、下水道浄化センターの維持管理業務	20,000	55,000	36.4
27 (財) 栃木県公園福祉協会	県土整備部	都市整備課	栃木県総合運動公園、井頭公園等の7県営都市公園の管理・運営及び都市緑化の推進	3,000	3,000	100.0
28 (財) 栃木県体育協会	教育委員会	スポーツ振興課	栃木県のスポーツ振興	4,000	10,000	40.0
29 (財) 日光杉並木保護財団	教育委員会	文化財課	日光杉並木の保護	30,000	50,000	60.0
30 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	警察本部	組織犯罪対策第一課	暴力団員による不当要求行為の防止及び被害者の救済等	449,139	589,139	76.2
31 (財) 栃木県交通安全協会	警察本部	交通企画課	交通道徳の向上と交通事故防止に努め、交通の安全と円滑化に寄与する事業の実施等		340,000	0.0
特定指導法人 計（31法人）				8,653,848	13,959,130	62.0

※出資・出えん割合等については、平成22年4月1日現在

【参考資料2】特定指導法人概要一覧（役職員の状況）

（役職員については、平成22年4月1日現在、常勤者数）

法人名	役員				職員				総計
	法人職員	OB職員	派遣職員	計	法人職員	OB職員	派遣職員	計	
1 栃木県土地開発公社	0	1	1	2	13	0	1	14	16
2 栃木県道路公社	0	3	0	3	12	0	4	16	19
3 栃木県住宅供給公社	0	4	1	5	17	0	1	18	23
4 (財) 栃木県育英会	0	0	0	0	4	2	0	6	6
5 (財) 栃木県消防協会	0	2	0	2	1	0	0	1	3
6 (財) とちぎ生涯学習文化財団	0	3	0	3	53	1	3	57	60
7 (財) とちぎ男女共同参画財団	0	2	0	2	2	0	6	8	10
8 (財) とちぎ青少年こども財団	0	4	0	4	19	9	32	60	64
9 (財) 栃木県国際交流協会	0	0	1	1	5	1	2	8	9
10 (財) 栃木県環境保全公社	0	1	1	2	0	2	0	2	4
11 (福) とちぎ健康福祉協会	0	4	0	4	212	6	6	224	228
12 (福) 栃木県社会福祉協議会	0	1	0	1	36	1	6	43	44
13 (財) 栃木県保健衛生事業団	2	2	0	4	146	0	0	146	150
14 (財) 栃木県臓器移植推進協会	0	0	0	0	0	1	0	1	1
15 (財) 栃木県産業振興センター	0	2	0	2	15	4	13	32	34
16 (株) とちぎ産業交流センター	0	0	0	0	1	0	0	1	1
17 (財) 大谷地域整備公社	0	0	0	0	1	1	2	4	4
18 (社) 栃木県観光物産協会	0	2	0	2	6	1	3	10	12
19 (財) 栃木県農業振興公社	0	3	0	3	57	10	4	71	74
20 (社) とちぎ農産物マーケティング協会	1	1	0	2	2	1	1	4	6
21 (社) 栃木県畜産協会	0	1	0	1	11	2	0	13	14
22 (社) 栃木県治山林道協会	0	1	0	1	9	2	0	11	12
23 (社) 栃木県緑化推進委員会	0	2	0	2	2	1	0	3	5
24 (財) 栃木県森林整備公社	1	2	0	3	1	2	0	3	6
25 (株) 日光自然博物館	0	1	0	1	15	3	0	18	19
26 (財) 栃木県建設総合技術センター	0	3	2	5	58	25	18	101	106
27 (財) 栃木県民公園福祉協会	0	2	1	3	65	14	0	79	82
28 (財) 栃木県体育協会	0	1	1	2	19	3	20	42	44
29 (財) 日光杉並木保護財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	0	1	0	1	1	1	1	3	4
31 (財) 栃木県交通安全協会	0	2	0	2	111	71	0	182	184
特定指導法人 計（31法人）	4	51	8	63	894	164	123	1,181	1,244

※役員の内、法人職員については、プロパー職員及びその他団体派遣職員。OB職員、派遣職員は県関係職員。

【参考資料3】特定指導法人概要一覧（財政支出の状況）

（各年度決算、単位：千円）

法人名	H19年度			H20年度			H21年度		
	県補助金等	県委託料	計	県補助金等	県委託料	計	県補助金等	県委託料	計
	1 栃木県土地開発公社	3,898	65,027	68,925	3,255	69,525	72,780	3,227	61,341
2 栃木県道路公社	89,593	278,468	368,061	21,951	271,441	293,392	14,236	257,224	271,460
3 栃木県住宅供給公社	9,161	584,536	593,697	9,580	557,466	567,046	2,190	553,424	555,614
4 (財) 栃木県育英会	296,976	0	296,976	278,456	0	278,456	252,804	0	252,804
5 (財) 栃木県消防協会	10,803	0	10,803	13,354	0	13,354	12,410	23,100	35,510
6 (財) とちぎ生涯学習文化財団	198,494	714,317	912,811	194,258	687,973	882,231	109,599	632,976	742,575
7 (財) とちぎ男女共同参画財団	58,242	209,271	267,513	48,743	202,270	251,013	46,016	180,142	226,158
8 (財) とちぎ青少年こども財団	82,291	1,092,556	1,174,847	76,600	1,086,278	1,162,878	84,896	956,324	1,041,220
9 (財) 栃木県国際交流協会	93,399	31,934	125,333	85,989	33,815	119,804	78,651	39,792	118,443
10 (財) 栃木県環境保全公社	127,552	400	127,952	89,969	1,000	90,969	232,529	985	233,514
11 (福) とちぎ健康福祉協会	955,781	814,711	1,770,492	952,735	790,273	1,743,008	501,362	708,082	1,209,444
12 (福) 栃木県社会福祉協議会	317,927	240,733	558,660	311,091	242,488	553,579	888,777	216,748	1,105,525
13 (財) 栃木県保健衛生事業団	0	129,729	129,729	4,315	132,032	136,347	0	128,122	128,122
14 (財) 栃木県臓器移植推進協会	0	10,805	10,805	0	10,807	10,807	0	10,802	10,802
15 (財) 栃木県産業振興センター	296,151	42,233	338,384	282,191	33,303	315,494	270,081	15,648	285,729
16 (株) とちぎ産業交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 (財) 大谷地域整備公社	86,949	0	86,949	84,266	0	84,266	80,127	0	80,127
18 ※(社) 栃木県観光物産協会	60,483	5,553	66,036	71,455	4,644	76,099	70,057	20,439	90,496
19 (財) 栃木県農業振興公社	143,863	429,012	572,875	122,305	442,007	564,312	120,305	482,160	602,465
20 (社) とちぎ農産物マーケティング協会	55,879	698	56,577	40,681	653	41,334	34,956	654	35,610
21 (社) 栃木県畜産協会	100,381	4,616	104,997	101,466	1,409	102,875	148,233	1,698	149,931
22 (社) 栃木県治山林道協会	0	159,391	159,391	0	118,684	118,684	0	103,597	103,597
23 (社) 栃木県緑化推進委員会	13,540	7,612	21,152	213,518	18,774	232,292	11,390	16,801	28,191
24 (財) 栃木県森林整備公社	237,678	13,995	251,673	172,668	153,542	326,210	186,849	116,289	303,138
25 (株) 日光自然博物館	0	119,691	119,691	0	119,691	119,691	0	104,406	104,406
26 (財) 栃木県建設総合技術センター	0	1,481,794	1,481,794	0	1,325,059	1,325,059	0	1,464,623	1,464,623
27 (財) 栃木県民公園福祉協会	54,819	947,424	1,002,243	23,502	947,424	970,926	5,919	741,286	747,205
28 (財) 栃木県体育協会	457,918	132,086	590,004	447,927	132,606	580,533	395,256	115,677	510,933
29 (財) 日光杉並木保護財団	7,066	30,679	37,745	6,806	460	7,266	5,431	650	6,081
30 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	24,908	1,688	26,596	25,062	1,688	26,750	23,588	1,688	25,276
31 (財) 栃木県交通安全協会	0	730,097	730,097	0	680,331	680,331	0	735,017	735,017
特定指導法人 計（31法人）	3,783,752	8,279,056	12,062,808	3,682,143	8,065,643	11,747,786	3,578,889	7,689,695	11,268,584

※(社) 栃木県観光物産協会の平成19年度及び平成20年度決算額は、合併前の(財) とちぎ県産品振興協会と(社) 栃木県観光協会の決算額を合算したものである。

【参考資料４】特定指導法人概要一覧（情報公開の状況）

（平成２２年１２月現在）

法人名	情報公開状況	法人ホームページの状況	
		ホームページURL	財務資料公表
1 栃木県土地開発公社	有り	http://www.tochigi-tkk.or.jp/	有り
2 栃木県道路公社	有り	http://www.totidoko.or.jp/	有り
3 栃木県住宅供給公社	有り	http://4776.pr.arena.ne.jp/	有り
4 (財) 栃木県青英会	有り	http://www16.ocn.ne.jp/~tochiiku/	有り
5 (財) 栃木県消防協会	有り	http://www.tochisyobokyo.sakura.ne.jp/	有り
6 (財) とちぎ生涯学習文化財団	有り	http://bunka-tochigi.jp/	有り
7 (財) とちぎ男女共同参画財団	有り	http://www.parti.jp/	有り
8 (財) とちぎ青少年こども財団	有り	http://www.z-kodomo.or.jp/	
9 (財) 栃木県国際交流協会	有り	http://tia21.or.jp/	有り
10 (財) 栃木県環境保全公社	有り	http://park7.wakwak.com/~tochigi/kousha_001.htm	有り
11 (福) とちぎ健康福祉協会	有り	http://www15.ocn.ne.jp/~kenkoufu/	有り
12 (福) 栃木県社会福祉協議会	有り	http://www.tochigikenshakyo.jp/	
13 (財) 栃木県保健衛生事業団	有り	http://tochigi-health.or.jp/index2.html	有り
14 (財) 栃木県臓器移植推進協会	有り	http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~tochi-zo/	
15 (財) 栃木県産業振興センター	有り	http://www.tochigi-iin.or.jp/	
16 (株) とちぎ産業交流センター	有り	http://www.tochigi-iin.or.jp/kouryu/	
17 (財) 大谷地域整備公社	有り		
18 (社) 栃木県観光物産協会	有り	http://tochigiji.or.jp/	有り
19 (財) 栃木県農業振興公社	有り	http://www.tochigi-agri.or.jp/	有り
20 (社) とちぎ農産物マーケティング協会	有り	http://tochigipower.com/	
21 (社) 栃木県畜産協会	有り	http://www.tochigi-chikusan.jp/	有り
22 (社) 栃木県治山林道協会	有り		
23 (社) 栃木県緑化推進委員会	有り	http://www12.ocn.ne.jp/~t-green/	有り
24 (財) 栃木県森林整備公社	有り	http://www7.ocn.ne.jp/~sinrin/	有り
25 (株) 日光自然博物館	有り	http://www.nikko-nsm.co.jp/index.html	
26 (財) 栃木県建設総合技術センター	有り	http://www.tochigictc.or.jp/	有り
27 (財) 栃木県民公園福祉協会	有り	http://www.park-tochigi.com/	有り
28 (財) 栃木県体育協会	有り	http://www.tochigi-sports.jp/	有り
29 (財) 日光杉並木保護財団	有り		
30 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	有り	http://www.boutsui-tochigi.or.jp/	有り
31 (財) 栃木県交通安全協会	有り	http://www.tochigi-ankyo.or.jp/	有り
特定指導法人 計（３１法人）	３１法人	２８法人	２０法人

※情報公開については、栃木県情報公開条例により、全ての法人で行っている。